

半額だ。こういう事態を見ましたときに、政府といたしまして、教育の施設を充実させるために真剣に予算の上で努力されておるといことも考えられませんが、またこのようなく大なる差があるということは、当然地方自治体の財政負担にも、あるいはまた施設の整備のために、非常に影響があるものだ、数字の上からこのようにかがえ

そこで、お伺いをしたいのは、このような地方自治体からの要求、これに対する文部省の概算要求、こういったものに相当の差がありますけれども、これはどこから生まれておるのであるか。これは単に地方自治体が膨大な要求をえすればよいといった性質のものじゃなからうと思っております。どうしてこのように文部省の概算要求と差があるか。それから、政府の決定が文部省の要求額の半額だ。この原因と申しますか、どこに考えの相違があるのか、その点を伺いたいと思

○安嶋政府委員 地方自治体の要望額と文部省の概算要求額ないしは政府の予算案との関連でございしますが、自治体の要望額は公立学校施設期成会が関係方面にお願いした際の数字かと思ひます。これは、四十八年度単年度にこれだけの事業をやりたいということ、それが主ではあると思ひますが、必ずしもそれだけではなくて、さらに後年度必要とするようなものを含めて要求しておるといふふうに私も推測をいたしております。

先般も申し上げましたように、公立学校施設整備の要望というものは非常に大きいわけでございまして、私も現在考えております第四次の五カ年計画といたしまして、義務教育関係だけで二千三百万平米をこえるような需要を持つておるわけでございまして。したがって、そうした大きな地方自治体の要望というものを反映して御指摘のような金額が要望額として出てきたものというふうに理解をいたします。したがって、これが単年度にどうしても必要な金額であるといふふうには考えられないわけでございまして、ま

た、私も実際に補助金を配分いたします際のやりとりから見ましても、ただいま申し上げたような受け取り方で正しいのではないかというふうに考えております。

しからば、文部省が計上いたしております予算がそれで十分であるかと申しますれば、たとえば屋体の坪数でございまして、学校統合の面積でございまして、そうしたものにございましては、やや地方自治体の御要望を下回るといふ感がないわけではございませんが、全体として見ますと、計上予算でほぼ地方自治体の単年度の具体的な御要望にも応じておるかと思ひます。

○安里委員 一応政府の原案といたしまして七百八十五億、文部省の概算要求は千五百五十億、これも相当の差があるのです。だから、地方自治体からの要求がそういう立場からの数字であるといひましたとしても、文部省の要求が千五百五十億なんです。これに対して、予算においては結局七百八十五億、千五百五十億も要求して七百八十五億、これだけしか決定されておらない。文部省とされましては、これでよろしいというわけでしょうか。地方自治体からの要求額との差はわかりますけれども、少なくとも文部省の概算要求と政府の決定と、あまりに差があり過ぎる。文部省とされましては、これで十分だといふふうな考えでしようか。

○安嶋政府委員 ただいま主として面積に重点を置いてお答えをしたわけでございしますが、御承知のとおり、概算要求の内容といたしましては補助率の引き上げというふうな課題があったわけでございます。たとえば急増地域につきましましては、ただいま法案で御審議をいたしておりますように、校舎の負担率の引き上げだけではなくて、屋体についてもお願いをいたしておりましたし、また僻地についても負担率の引き上げであるとか、あるいは危険校舎の改築についての負担率の引き上げであるとか、そうした要求もいたしたわけでございます。

〔委員長退席、西岡委員長代理着席〕
また単価につきましても、さらに高い単価を要求

した。あるいは基準面積につきましても、ただいま小中学校校舎につきまして二〇%の基準アップという改定をいたしておりますが、要求の際は三〇%近いものを要求したというふうなズレがございまして、御指摘のように金額だけを比較して議論をされることは必ずしも適当ではないのではな

いかというふうに考えております。そうしたいろいろな要素が中に含まれておるわけでございまして、その一々について大蔵省と協議をいたしまして、これは認める、これは次年度の努力目標にするというふうなことで仕分けをいたしておるわけ

でございます。したがって、全体として見ますと、大地方自治体の御要望には応じ得る予算になつておるといふふうに考えております。

○安里委員 私は、あんまり詳しい数字的な内容の問題よりも、少なくとも、率の問題もいろいろありましようけれども、文部省が要求したのは千五百五十億をこしておるんだ、ところが大蔵省においては七百八十五億になったということでありますれば、文部省の考えと大蔵当局の考えの間には、非常な差があるんじゃないか、こう思うわけなんです。

そこで、なぜこんなに少なくなるかということでありまが、端的に結論を申し上げますと、文部省関係は普通の事業官庁と違って、文部行政、教育行政に対する専門の文部当局の要求が大蔵省にいれられないというところは、結局大蔵当局、といえは政府全体となりましようが、その中における文部当局の、そう言っちゃことばが正しくないかもしれないけれども政治力というものが文部行政に働く面が非常に弱いんじゃないか。よく教育の中立性、政治から中立だといふけれども、これが逆に、それなものがゆえに文部行政については政治力の働く点が非常に少ないんじゃないか。逆にいいますならば、文部当局はそういう問題に対して非常に遠慮しているんじゃないか、政府に対する発言力、政治力というものが非常に弱いんじゃないか、それがひいては、教育の中立性といつたようなものが適用されておるんじゃないか、こ

のような気持ちがあるのでありますけれども、これはどうでしょう。これは文部次官からひとつ政治的な配慮としてお答え願ひたいと思ひます。

○河野政府委員 安里委員御指摘のとおり、文教予算につきましましては、たとえばこれは全く一例でございまして、農林予算等のように、マスキで取り上げられるような圧力団体の動きというものはそう目立つものはいません。ごらん

いただきますと、文教予算については応援団が少ないのではないかと、それがこういう予算の結果になつてきているのではないかと御指摘だらうと思ひますが、私も文部当局といたしましては全力をあげて、財政当局には実態を理解させ、十分な配慮をさせるように努力をいたしておりますし、先ほど管理局長が御答弁申し上げましたように、公立文教施設の予算につきましても、金額の面では差こそございますが、その中身について、緊急度の高いもの、あるいはいままでどちらかというところ落ち込んでいた部分については、予算の面でもずいぶん手直しをいたしておりますし、その結果が今回の法律になつて皆さま方に御審議をいた

いただいておりますわけでございまして。一〇〇%十分といたしておるような、非常に悪いものではないかといふことではないわけでございまして。

○安里委員 私が申し上げたいのは、はでな事業官庁におきましては、予算の獲得におきましては、実に、もちろん圧力団体のこともありましようし、あるいは目に見えるところの経済的な利益というものが非常に表面にあらわれますが、教育の面というものは、なかなかそれは表面にはでにあらわれない、端的に言いますればじみなものなんです。じみでありますけれども、困つくり、人づくりのために一番基本的な問題だと私は思ひます。経済でありますけれども、政治でありますけれども、結局は人が動かすわけなんです。ですから、経済も政治も、あらゆるものを人が動かす。その人をつくるところの教育の面、特に教育基本法には、国民に対して直接責任を負う。これはどの省にもないとい

ろの大きな問題だと思ふのです。国民に対して直接責任を負う、真に教育行政が国民に対して直接責任を負うというのを、文字どおり予算の面にあらわすといふならば、普通の事業官庁以上に、教育の面というものはもっと腹をきめてがんばるべきじゃないか。経済問題も大事でしょう、いろいろな問題、大事でございましょう。けれども、中心は人間なんです。だから、教育予算の占める割合、これは単に全予算の何%というふうなことでなくて、それとはかわりなく、あるいは国民所得の何%に当たるのだ、そういうようなことではなく、もっと基本的な問題として、人間教育に対してはまた経済的な利益というふうなものとは別に、はででないだけに、じみであるだけに、しかもそれが国民に対して直接責任を負う、こういう基本的な考えからしますならば、文部当局もそうでありますけれども、大蔵当局、政治全体としてとがばつてもらわなければならぬ問題じゃないか、私はそのように思ふわけです。

これで満足すべきものじゃないのだけれども、まあまあしかたがないというふうなことはなくして、ひとつ文教当局とされましては、教育の重大性を自覚されますならば、やはりそれが具体的に予算の面にもあらわれるような政治力を私は閣内において発揮していただきたい。そうして地方の自治体からの、地方の末端からの要求が満足できるような措置を通すだけの政治力を発揮していただかなければならぬのじゃないか。どうもその点、やはり文部当局はじみで穏やかであり過ぎるのじゃないか、このように思ふわけですが、いかがでしょうか。

○河野政府委員 今回御審議をいただいております法案の中にございます屋内運動場の予算にいたしましても、昨年、当衆議院の文教委員会の委員の皆さま方に非常にお世話になりまして、財政当局に対する説得も超党派で当たっていただいた経緯がございます。そうしたことをいまもう一度思い起こしてみまして、これはひとつ皆さま方の御

支援、御協力をいただいて、ほんとうに充実した文教予算をこれからさきもつくっていききたい、こゝろ考へておるわけでございまして、内輪話をこういうところで申し上げていいかどうかかわりませんが、今回の予算案作成につきましても、御案内のとおり、大蔵大臣はかつて文部大臣をなさったことのある愛知大臣でございまして、文教関係の予算については十分に御理解がいただけて、文部大臣との間にそうした話し合いを何度か行なわれたということをつけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

〔西岡委員長代理退席、委員長着席〕

○安里委員 施設の整備とあわせて私はお聞きしたいと思ひますけれども、施設はそこに収容しますところの生徒児童たちの数と非常に大きな関係があると思ひます。施設を整備するということも、結局の目的はいかにして教育効果を大ならしめるかということがねらいである、このように思ふわけですが、

ところで、いつも疑問に思ひますことは、特に小中学校におきまして、一体どれだけの規模の生徒数をもって、ほんとうに教育の効果をあげるためには、理想的な姿、これは一体どれだけの収容生徒を持つ規模のものが最も教育効果をあげるものであるかというふうなことをお聞きしたいと思ひます。

○河野政府委員 教育効果をあげる規模のお尋ねでございまして、先生御案内のとおり、教育効果は、その規模があまりに大き過ぎるといふことも十分な効果をあげ得ないのは当然でございまして、同時に、あまりに小さ過ぎてもその教育効果は十分にあらがらないわけでございまして、それからまた、学校の大きさ、これは物理的なものだけではなく、いろいろなものが複雑に重なり合つて効果を大ならしめるものであらうと思ひます。こまかい数字的な問題については政府委員から答弁をさせていただきますが、私どもはできるだけ教育効果のあがる規模、構成、そういうものをこれから先も模

索をしていかなければならぬ。それは児童が住んでおります社会的なバックグラウンドとの関係もまたあるであらうということをお考へておるわけでございまして。

○安里委員 数字的な問題は……

○安嶋政府委員 一般的に望ましい学校規模についての規定というのはいまありませんけれども、御承知のとおり、学校統合に關して補助金を支出いたします場合には、十二学級以上十八学級以下が標準的な学校規模であるということをお政令で定めております。したがうして、これは学校統合の際の標準ではございまして、一般的な考え方として拡張して適用しても差しつかえない考え方であらうと考へております。こうした規模がとられましては、教員配置、これはたとへば専科の教員を配置いたしましたとか、事務職員を配置でございしますとか、養護教員の配置でございしますとか、そうした要素、並びに施設面におきましては、たとえば特別教室の配置でございしますとか、それから設備の面におきましていろいろ問題があるわけでございしますが、そうしたものを総合的に考へました場合に、やはり十二学級以上十八学級以下の学校が、人的にも物的にも適当な規模である、こういう前提でこの標準が定められておるわけでございします。

○安里委員 私が前提といたしましてそのことを申し上げましたのは、特に沖縄の戦後におきまして、実情のしわ寄せの結果ではございしますけれども、特に人口の稠密しました那覇市の状況というものを見ますならば、小学校が現在二十四ありますけれども、その中には二千人以上、三千人に近いところの学校もございまして、一つの小学校だけで二千九百人から三千人近くのもございします。二千人以上収容しておるものが二十四の学校のうち六校、千五百人以上が十校、千人以上千五百人未満のものが六校、千人に足りないのがやうと二校、いまの基準からいいますと、好ましい姿の数といふものはたつた二校しかございしません。中学校に参りますと、二千人以上が二校、千五百人以上が

五校、千人以上千四百人台が二校、それ以下のものがわずかに三校、これは全部で十二の学校のうちの姿でございまして、これはいまの基準の好ましい姿から見まして、これをこえたところの非常に大きな規模である、こういうふうには思ひますが、この実情はどうでしょうか。

○河野政府委員 先生からお話をお伺いいたしました、常識的に考へまして規模が大き過ぎるようには私は率直に感じます。ただ、先ほど申し上げましたように、教育効果をただ単に規模だけで判断するということも十分でないと思ひますし、その他いろいろ社会的な背景あるいは教職員の配置その他も十分研究をしなければ、ただ単にその数字だけで教育効果がきわめて悪いかどうかということは十分な判断にはならぬと思ひますが、数字を伺へば常識的に考へて教育効果はあまり高くないのではないかと私は考へております。

○安里委員 それはもちろんこれだけの人数に必ずやうな教室もあり、また広さもある、そういうのがありますならば、あるいはまたそれに比べるとその他の条件もあつたならば、これは多かろうが少なからうがある程度間に合はせられると思ひます。しかし、ただ数が多いたけではなくして、これを収容する施設が狭い。だから間仕切り教室をつくる、これに比べて、施設の膨大になれば、屋外の運動場もあるいは教室も、それに相伴つておればいいんでありますけれども、実際上間仕切り教室でも間に合はせなければならぬ。こういうふうな実態というものがあることは、これは私は認識を深めていただかなければならぬ問題だ、こう考へております。

そこで、必然的に単に現在あるところの教室をふやす、これはもう場所的にもあるいはまた既存の施設というものを増設するといふものにも非常に支障を来します。ですから、どうしても新しい別な学校をつくる、こうして好ましいところの施設、そして規模にしないやうなならない、これが特に要求をされておることとございします。文部省とされましては、こういう膨大なるところの、千五百も二

千も三千にも近いような学校があるということに對しまして、できるできないは別として、こういう学校は単に増築する、増築するといふ余地もございません。増築するためには運動場をつぶさなければならぬ。だからどうしても他に施設を分ける、新しい学校を新設するといふような方向で行かなければ十分なる教育ができない。それは二千五百人おろすと、千五百人おろすと、いまの施設を何とか整備すればできるんだ、こういうようなお考えを持っておられるのでしょうか。それとも、いや、これは分けたほうがよろしいのだ、そのほうが教育効果をあげるのだといふふうにお考えかどうか。現実にはどうかは別問題として、望ましいところのあり方に對しまして、文部省の皆さんの考えをいただきたい。

○安嶋政府委員 たいまお話がございましたように、大規模学校でございまして、施設設備がそれに対応して十分整備されておることとございまして、必ずしも分離しなければならぬということにもならないかと思ひますが、しかし大規模学校であつて、御指摘のように相当校地も不足があり、校舎面積にも不足があるといふような場合、そこで整備することが適当かどうかという事になりますれば、私も思ひますが、やはり別に土地を求めて、そこに不足坪数の分の校舎を建築し学校を分離することが望ましいといふふうに考えております。

○安里委員 それは文部省としてはそう考へるのがあたりまえだと思ひます。いまの施設を、次官が言われるように、整備さえすれば大規模でもいいのではないかと言われましても、現実にはそれがなかなかできない。それは校地の関係もございまして、そこで、いま特に私がこれを取り上げておりますのは、本土における都市地区にもあるいはあるかもしれせん、あるいは急増都市といふことによつて、人口が急増することによつて学校を新しくつくるといふ地域もございまして、が、沖縄の特に那覇市の場合におきましては、

それとは若干違ひますけれども、戦後のいろいろな事情、これはアメリカの土地開放の関係その他もございまして、それがために都市計画がなかなか基本的な手がつけられなかつたといふ点もございまして、そういう実情が、いまひめき合つておるわけですね。理想的には分けたほうがよろしい、こういうことになりましたが、それをやるのは地方自治体ということになります。政府としてはそれに補助金もあるということになりますけれども、問題は地方自治体がその負担にたえ得るかどうかといふところの大きな問題が出てくると思ひます。

そこで、そういう地方におきまして、どうしてもやはり新しく土地を求めて、そうしてそれに対して相応するところの学校を建てるといふようなことをむしろ文部省として教育の立場から積極的に進めると申しますか、地方自治体に対してそうしたほうがよろしいという積極的なアドバイスをするのがむしろ必要じゃないか、こう思ひますがどうでしょうか。それはしかし、地方自治体にまかせておくのだといふようなことでしょうか。文部省としても、それはやはりもっと学校を分けてあげたほうがよろしいのだ、こういうような積極的なアドバイスといふものが与えられてしかるべきものじゃないか、こう思ひますが、こういうものに対してはやはり積極的にやつてはいけないのですか。

○河野政府委員 もちろん私も、教育効果があらぬ学校があるとすれば、そういうものをそのままでもいいですといふわけにはいかないと思ひます。したがひまして、地方自治体からこういうふうにしてみたいがといふお話があれば、もちろんそれは私もいいと思ひます。でも分割なり新しい学校の設置なりといふことを御相談に乗るのは当然の仕事だと思ひます。

○安里委員 都市が急激に伸びたといふものに対しては、援助その他に關する特別な配慮といふものがなされております。そこで、沖縄の復帰前に、

あのようになりなりましたところの那覇市なら那覇市の状況を見ますならば、いまのような理想的な姿に持つていきますためには、やはりそこには地方におきまして財政の負担といふものが非常に大きな問題になってきます。そういう場合に、教育の面からいろいろ新しい学校をつくる、地方自治体もそれが望ましいと考へる、しかし財政上の制約といふのを受ける、こういうものに対しては、これは沖縄の復帰前に構成された姿といふのは特別な状況だと思ひます。それに対して、何か特別な配慮ができるような財政上の援助といふものが、文部当局として、急増都市に對する配慮と同じような、あるいはそれに類する何らかの特別な措置といふものが、この隘路を開くためにとられ得る余地があるかどうか、これをお伺ひしたい。

○安嶋政府委員 沖縄の学校施設の整備につきましては、御承知のとおり、特別措置法の規定によりまして、補助率のかさ上げ等の措置を講じておるわけでございまして、土地につきましては、御承知の児童生徒急増地域に對しましては、本土と同様の補助をいたすことにいたしております。沖縄の場合は浦添市がこれに該当いたしまして、すでにその土地購入費の補助が内定しておるような次第でございまして、

もう一つは、沖縄の特殊な事情といたしまして、もとの校地が軍用地に接収されておまして、現在学校があるその代替校地が借地である場合、その買い取りを要求されておる、そうした場合には補助を出すといふような制度もあるわけでございまして、ほか一般的な方式といたしましては、御承知かと思ひますが、起債措置があるわけでございまして、沖縄の小中学校用地の起債といたしましては、四十七年度は十四億円をワクとして予定したわけでございまして、実際の申請は二億円強であつたわけでございまして、なほ、四十八年度におきましては沖縄分といふ特別なワクは設けておりませんが、義務教育施設整備事業債の中

の用地債といたしまして四百二十二億円を一応予定いたしましたので、この中で沖縄の用地購入費の御要請にも対応することができると思ひます。そうした措置がとられております。

○安里委員 浦添市に對しまして、急増都市の特別なあれをされたといふことも承知をいたしております。ただ、確かにそれは本土にもあるような例として、急増都市としての配慮であると思ひますが、これは那覇市といふ、復帰後急増したといふより、復帰前におきまして、もうほとんどいまの満員状態と申しますか、急増都市になつたような姿でございまして、ですから、そういう地域に對しましては、やはり新しく急増都市になつたと同じような観念を持って配慮しなければならぬ問題があるのではないかと私は思ひます。

そこで、先ほど私も御質問申し上げようと思つたのですけれども、お答えがございました、学校敷地の、借りておる、あるいは返還を求められる、あるいは買収しろ、こういうことの要求、あるいは必要件といふものが相当膨大な数字になつておる。数字の点も御存じだと思ひます。そういう状況の中でございまして、単に学校が狭い、あるいは学校の規模が何千人もおるといふような、あるいはまた中の施設といふものが十分でないといふことはばかりでなく、現在地方自治体において負担しておるものの借地料その他、非常に膨大なるものである。あるいはこれは自治省に對して言うべきことかもしれせんけれども、そういう中でやりくりして、沖縄の義務教育がなされておるのだといふことをやはり文教当局は強く認識されまして、その打開のためには自治省に對してもよく働きかけて、配慮がなされるような積極的な姿勢を私はお願い申し上げたい、こう思ひます。

そこで、新しく学校をつくるにいたしまして、何でこうなつたかといふことです。先ほどちよつとお触れになりました、結局、軍事基地に那覇市のほとんど大部分のものを取られたといふことが一番大きな原因です。基地に關する問題であります。そこで次官、私は、前の坂田文部大

臣のときにも、あるいはその後の大臣のときにも申し上げたのですけれども、沖縄の教育というものは、教育というものは単に学校教育だけではなくて、教育環境というものがよくならないければ教育の成果をあげることはできない。そのあらゆる教育環境というものが、いろいろな意味におきまして本土と違った悪い環境の中にある。そこで、ほんとうに教育基本法などにもありますところの、民主的な平和教育というものを実施するためには、沖縄全体の環境というものが変えられていかなければならない。そこで私は、教育の面から沖縄の軍用地の開放、それによるところの教育環境の整備ということをして——これはいままで沖縄問題というものは、政治的な問題は取り上げられておりますけれども、文教行政の面から沖縄問題に對しまして、基地の問題であれ、いろいろな問題であれ、積極的に、これこそ政治に左右されない純真なる教育の立場から強く押して、教育環境をよくするばかりでなくて、学校をつくるための土地もこのしわ寄せを受けてきているのですから、そういうことを合わせて、積極的に沖縄の教育に對して、せっかく復帰しまして、日本国民としての教育を持続してきた復帰後の沖縄でございしますので、この点について教育の面から沖縄の社会教育の環境を整備する。さらに軍事基地に取られておるがために、いろいろな施設も、公共的な施設も、特に教育の施設もできないというような状況に對しまして、ほんとうに教育の面から政府の意向がこれにあらわれるような、私はその意味における政治力を文部当局が発揮していただきたい、このように思うのですが、次官、いかがですか。

○河野政府委員 先生御指摘のとおり、沖縄における教育環境は、東京周辺あるいは大阪周辺とまた違った意味できわめて問題があるだろうと思っております。御指摘がございましたが、社会教育の施設一つとってみても、まだまだ十分とはとても言えない状態でございますが、たとえば青年の家等も、逐次沖縄を中心に配慮をしていこうということで、予算措置ができてつづいてまいります。

あるいはまた学校教育の施設にいたしましても、一日も早く十分な施設が整うように、われわれもいたしましてできる限り努力をいたしたいと考えております。

さらにまた、教育環境全般についても御心配がございましたが、私も全く同感でございまして、これは基地の問題を、先生御指摘になりましたように、基地のあるべき姿というふうなことをもと明確に、正確に知らせる、あるいは知ること、これがまた大事なことであらう。見せない、聞かせない、あるいはそういうところは避けて通るということだけでは教育は十分なものではないと思ひますし、むしろ正確に知らせる、十分に理解をさせるというための努力もまた十分やっていたいかなければならぬと考えております。いすれにいたしましても教育環境の整備は物理的な問題だけでなく、いろいろな方面にわたってこまかな配慮をした上で、その環境を整備してまいりたい、こう考えております。

○安里委員 一番希望がいろいろという、三千人近い手続の小学校を、近くに敷地を求めて、どうしても移転しなければならぬというところで、ずっと昨年から強く——昨年からというよりは、復帰前から要求しておりました、ちょうど近くにありますが軍用地であった手続のタンク敷地といふものを開放して、そしてそこに学校敷地として使わせてもらいたいという要求、もちろんこれが主体になつて、復帰前からガソリンタンクの撤去ということが、市当局も、また沖縄全体としても、非常に要求されてきたものでございしますが、これは実現をいたしまして撤去されるようになりなした。その撤去をした大きな力になったのは、どうしてもやはり教育の関係、学校敷地としてどうしてもそこにはほしい、それ以外にはもうなかなか敷地といふものは得ることではないというこの要求といふものが主体になりまして、あれは返還になった歴史的な経過を経ておるわけでございします。開放なりまして、そして学校敷地に、そこに持つてくるということでも要求しましたし、当局も

そのようなお考えであられました、そこにあります。そのの国有財産が大部分であります。また、大蔵省の関係からなかなかすぐには出ませんで、また、政府としては総合事務局の庁舎をそこに建てるのだ、敷地の予定地だといふ話もございしましたが、結局は、最近におきまして、学校敷地として払い下げるという方向がきまつたということも承つております。それは非常にけつこうなことだ、こう思つておるわけでございします。その点、文部当局は御存じでございしますか。

○川崎説明員 御指摘の小学校の用地とすること、話合ひがまとまりましたので、大蔵省にいたしまして、直ちに文部省のほうに御連絡をいたしまして、どの程度の規模の学校を建てるかということにするかという点でお話し申し上げてございします。

○安里委員 私は文部当局に、そのことを知っておるかどうかということをお聞きしたのですが、大蔵省のほうから先に答えてくれたのですが、それは文部省のほうから先きに答えてくださいなさい。

○安嶋政府委員 そういふふうに内定したということをお伺ひいたします。

○安里委員 大蔵当局にお尋ねいたすのですけれども、学校敷地として払い下げるという基本的な方針はきまつたということも承りましたし、また、総務長官が沖縄に行つても、そのようなことにきまつたんだという報告されております。お聞きしたいのは、その学校敷地として払い下げるというのに対して、大蔵当局として、これは国有財産の処分になるわけでございしますが、それに対して何か条件と申しますか、あるいは前提条件といふようなものがついておるのですか。こういうことの条件のものに、というふうな条件がついておるまいしょうか。

○川崎説明員 先ほどからお話しするように、私どものほうとしましては、総合庁舎の敷地の確保に非常に苦勞いたしておりました。そこで、総合庁舎の敷地の確保に那覇市が協力するということが

で、いわばそれが条件になっております。

具体的に申しますと、那覇刑務所を移転するというお話が前からございまして、しかし、これまたなかなか簡単に適地が見つかるというものではない、まして、来年度と申しますか、本年度、四十八年度からそれを具体的に推進しよう、したがって、移転したあとに総合庁舎を建てる。その際、公園指定になつておりますから、公園指定を部分的に解除していただく。そういった面の推進について那覇市が御協力を願うということがいわば条件になるかと考えております。

○安里委員 それもうわさには聞きました。刑務所の移転と、それが総合庁舎の敷地の候補地としてあげられておるということも聞きました。しかしこれは将来の問題として、あの問題は、復帰前から刑務所の移転という問題は、いふんひつかつた問題でございまして、これは、私は、相当の日にちも、またあとの候補地といういろいろな問題、これはなかなか早急に解決できる問題ではない、こう思ひます。かりにそこを予定されたといひましたとしても、その実現というものは相当とに延びると思ひます。しかし、学校の施設をつくるということは、これはもうそれが実現してから先といふようなことでは間に合わないこととていいますので、それは一応そのように協力するといふことで、具体的なあれはしませんが、いふ基本的な協力をするということだけでも、それでその実現というものは、あとになつても、それ以外に刑務所の移転が現在のところ、そして要求する、代替地を要求する、こういったような条件がついておるわけではございせんね。

○川崎説明員 そのような条件がついておるわけではございせん。御指摘のように刑務所の移転といふのは相当な大仕事だと考えますので、刑務所が実現しない前においても小学校の建築ということが実現できるように取り運びたいと思ひま

す。
○安里委員 そのほかに、たとえば無償で払い下げるとか、あるいは有償で払い下げるとかいったような、そのほうの金銭面の条件というものは……。

○川崎説明員 大蔵省としましては、無償で貸し付けするという制度か、無償で譲与するという制度のいずれかにしたいということで、関係方面と協議中でございます。

○安里委員 私が心配をいたしますのは、そういう配慮があつて願わしいと思つております。というのは、それによつて、今度はそのために那覇市は、場所を与えられるけれども、その場所に対して、さあこれを幾らで買い取れ、払い下げの額はどうかということになりますと、これはまた資金の非常な問題が出てくると思ひます。ただ、私が心配いたしますのは、国有財産の処分に関するいろいろな法令などの関係に一つの隘路ができておはせぬかという心配がございしますが、その点は、国有財産の処分につきましては配慮できますか。

○川崎説明員 御指摘の点につきましては、沖縄の復帰に伴う特別措置法というものがございまして、それによりまして政令をつくるということを考えてなければいかぬわけでございますが、その主管官庁が沖縄開発庁になっておりまして、どういう政令をつくるかということを目下準備中でございます。

それからもう一つ、無償で貸し付ける場合、あるいは無償で譲与すると申しましてもういろいろ、建物を建てるための土地、まあ小学校でございすけれども、そういうものは適正規模という考え方がございまして、この適正規模の基準は、ただいま文部省からの御説明にありましたように、この程度の生徒数に對しましては、この程度の校舎の面積が必要である、この程度の校舎の面積には、この程度の運動場といふことが、敷地が要る、こういう計算でございしますが、したがって、与儀タンクと申しますのはかなり広い土地でござい

ますから、市当局と文部当局が十分お打ち合わせを願ひまして、その土地を使い切るだけの小学校を建てられる場合ならばそれが無償になるわけでございますけれども、使い切らないような小学校でございしたら、無償にできる範囲しか無償にできない、こういう形になるかと思ひます。それらの点につきましては、目下文部省で十分検討してくださつておると思ひます。

○安里委員 地方自治体に負担のかからないような処置をとつていただきたいと思ひます。おっしゃるとおり、沖縄の復帰に對します特別措置法のあの政令によつて云々というあの規定が活用できると思ひますれば、法的にも合法的に処分ができる、こう思ひますので、基本的には地方自治体に負担のかからぬように、ことに大事な教育の面、しかも必要に迫られておる状況でございすので、そういう基本的な線でごつ御処理を願ひたい、こういうふうと思つております。

そこで次に、ついででございすので——ついでと申しますよりは、いまこの法案に直接関係がございせんけれども、前からいろいろ問題になっております沖縄での教育の問題で、沖大の存続問題がございす。私は基本的に、この問題をどうした政治問題化したくございせんし、あくまでもこれは文部当局におきまして行政的な良識あるところの措置によつて問題を解決をしていただくということ、非常に願つておるわけでございます。

そこで、この問題のこれまでの経過あるいはまた文部当局とされまして、これに對します御方針について、今日の段階においてわかつてゐる点、あるいはまた方向づけの点がありまして承りたいと思ひます。

○木田政府委員 いまお尋ねの私学沖縄大学の問題につきまして、いままでの経緯は安里委員もよく御承知のとおりでございす。政府のほうでは、復帰時点におきましては沖縄、国際尚大学の統合の上で新しい大学をつくるということでそれに対応いたしました。移転時におきまして、法律

の規定に基づきました政令によつて措置をいたしたわけでございます。その学生がなお新大学へ移行しない間、従来からの学生をかかえてきた沖縄大学が、学生が在学する通常の期間におきましてなされるという措置をとつてきたところでございす。そのような大学として、みなされた大学として沖縄大学が復帰後継続をいたすことになつたのでございすので、政令ではこのみなされた大学が新たな学生を募集するというような措置をとるべきでないという明示がございす。それに対して、この沖縄大学の設置者であります佐久川学長からは、政府に對してその政令の一部取り消しを求める訴えがなされ、またそうした訴えを出すと同時に、ことしの二月にかけまして新しい学生の募集の措置をとらうとされたことは御承知のとおりでございす。

私も、沖縄大学があつてそのような違法の措置をされまことに、何回か関係者にも話もし、また書面におきまして差し控えられるように御注意を申し上げてまいりましたが、入学選挙の手続だけは了されたようでございます。

その後、私もいろいろといたしましては、違法の措置に基づく学生その他を学生として認めることもできなかつた、大学の関係者がそうした無法の行為をとられたというところ、一応沖縄大学の関係者は訴訟をお取り下げになりました、執行停止を求める訴えは一月三十一日に取り下げられたのであります。が、本訴は三月十二日に取り下げられたという連絡を法務省から私どものほうにはまだないをいたしました。

そしてその後学生の取り扱い等につきましても、違法の行為をあえて強行するということでもなく、何とかこれからの取り扱ひの御相談を、いままでとは違つた方向でしておられるというふうな承知をいたしておるところでございす。

これも正式に責任ある方からの御通知というところであつたわけでございせんが、いまのところは沖縄大学は新たに大学の設置をし

たいという、そういう方向で諸準備を進めたらどうかというお考えがありまして、そういうことで学内関係者の御相談が進んでおるといふふうに承知をいたしております。一応事態を正常な状態に戻していこうという御努力をなすつておられることについては私も非常に喜んでおるわけでございす。もし今後そうした方向で新たな大学として設置認可の申請等が出てまいりましたならば、そのときに一般の大学の設置認可と同じように取り扱ひしていただきたい、こう考えております。

今日の段階におきましては、法令の規定等に違反する違法な措置を無理に進めるといふようないままでの御方針はお取り下げになつたものと、こう了解をしておるところでございす。

○安里委員 これまでのいきさつ、またいま御答弁ありましたことについては、私も経過はよくわかつておりますし、また新しい方向にいくという意向があるということもほのかに承つておる。問題は、理屈をこね合つておるならば、これは文部省としても確かに言ひ分がありましよう。また、いろいろな経過から考えてみまして、いろいろな問題があると思ひます。しかし、これは単に会社の合併だとかあるいは会社の引き継ぎなんというものはもちろん違ひまして、大事な子弟の教育の問題、ことにこれは教育全体にも関係する問題で、文部省の立場というものの私理解できるのはございすけれども、私はこれもやはり戦争の落とし子と申しますか、戦後、沖縄の施政権から離れて、文部当局の手の及ばなかつた中におつて生まれてきたところの問題で、その点においては、ある程度というよりは、非常に差ができておつた問題だということも私は理解ができるわけだけれども、問題は、そのよつて起こつた原因というものが、そのような異常な状況から生まれたところの大学であつた。しかもそれは、過去において相当な貢献をしたところの、沖縄におきましては私大といつたしまして出緒ある大学であつた。ただ、復帰段階におきましてそれ

が基準に合わない。そういうことを、一つの型にはめたところの処理というものが、そのいきさつにおいて行き届かなかった点もあったし、あるいはまた理解の及ばなかった点もあったと私は思っております。しかし、大学問題の紛争、こういうことで紛争するということは——理屈の言い合いをしただりあるいは法律の条文をとらえて云々するということのような問題を乗り越えて、これをどうして解決するかという問題は、これは学ぶところの学生たちにとりまして、父兄にとりまして、大それた問題でございまして、つとめてこれらの円満な解決と申しますか、教育の面に支障ないところのそういう方向で、ひとつ積極的に話し合いをされて、無理のないところに道を講じていただくことを特にお願いをしておきたいと思っております。

もちろん文部当局としても、長い間の懸案でもございまして、またこのまま、あえて文部省の意向に反して学生を募集した、けしからぬ、こういう官僚的な立場でなくして、もっと高い立場からこの問題の処理に当たっていただきたい。単なる行政問題というよりも、そこにやはり政治的配慮が必要だと思っておりますので、次官からその点についてお伺いしたいと思います。

○河野政府委員 学生募集について文部当局から御注意申し上げましたのは、こうした問題に学生諸君を巻き込むということも十分考えなければならぬということもあつたと思つております。いま先生御指摘のとおり、高等教育の施設設備、その他十分に整つたもので、私どもが考えて十分教育効果のある、そういう環境のもとで勉強してもらいたい、こう考えておつたからでございまして、決して、ただ単に感情論を振りかざして、沖繩大学の問題をどう処理しようというようなことは、毛頭考えておられないわけでございます。

先ほど大学局長からも御答弁申し上げましたように、いままでのいきさつにはいろいろないきさつがございますけれども、現在沖繩大学の関係の方々は新たな行き方を考えておられるようでございますから、新たに私立大学の設置認可申請とい

うことで御相談がございますれば、私どももいたしまして、十分御相談に応ずるというつもりで考えております。

○安里委員 先ほどの局長のお答えで、いまの大学当局の考え方というのは、別に正式にお話を聞いたわけじゃなくて、何かあれですか、間接的にそういう方向だということをお聞いているというふうに承つたのですが、文部当局に対しては、正式にいろいろな話し合いは何もされておらぬわけですか、いまのおっしゃつたような方向は、

○木田政府委員 大学の関係者が見えまして、そして私どもの担当者、私自身は最近こころ、二カ月のところ、ちょっと向こうの学長その他の責任者には直接お目にかかつておりませんが、私どもの関係者、課長等のところへも大学の関係の方々が見えまして、そして、まあいままでもやってまいりました訴訟その他のことにつきましては取り下げたというふうなお話、それからその後には続きますとあとの考え方を学内で相談をしておるといふお話は承つております。

で、新たな認可の申請ということになりますと、六月三十日まで認可の申請書を御提出を願うというのが一般のルールでございますから、そのときまでにいろいろな御書面の用意等があると思つております。

私どもは、それをただ形式的に整えられるというよりも、いままでの沖繩大学の事態その他から考えまして、できるだけ事前に沖繩大学の関係者の御相談を受けて、十分整備をされた御申請をいただくことが望ましいというふうに考えておりました。関係者の方々に、もしそういう方向で学内あるいは沖繩大学の御関係の方々の御意見を進めるとすれば、できるだけ早目に十分な御連絡をいただき、御相談を受けるようにという意見の交換等はいたしておるところでございます。

しかし、いずれにいたしましても、沖繩大学からの正式の申し立ては、ほんとうにそういうふうな御決意でございましょうというふうなことを、私どもがいまこの席で申し上げられるような

状態まで至つておるかどうかについては不案内でございまして、大学当局の中でいろいろ御相談があるという言い方でお答えをさせていただいたわけでございます。私どもも申請がもし出るといふたしますならば、事前に十分な意見交換をさせていただいて、十分な御用意をいただくことが願わしいことだというふうに考えておる次第でございます。

○安里委員 いままでのいきさつから、私の想像するところでは、ずいぶんと文部当局のほうと感情的な、害した点もあったかもしれないと私は想像しているわけですが、この問題でありますので、一切の感情的なものは抜きにして、冷静に、ほんとうにさつぱらばらんで、どうしたらいいかという建設的な立場で配慮を願いたいということ、を、私から申し上げておきたいと思つております。

そこで最後に、私は先ほど与儀の学校敷地の問題をとり上げたわけですが、大蔵当局はもうけっこうでございますが、この問題の実現には、いまだにいろいろないきさつがございまして、特に私は、当文教委員会がその直前に、沖繩の教育の実情を調査に、文教委員としては初めておいでになつたと思つております。そうして委員会が調査の結果、これも具申をされたのです。当文教委員会等の行動というものが、文部行政その他を推進していく上において、非常に大きな政府当局に対する協力にもなつた、私はこう考えておるわけでありまして、

そこで関連して、私はこの間から問題になっておりますいろいろな施設保全に對します問題と関連いたしまして、沖繩の物産高、特に本土におきましますもの以上に、狭い地域に、海洋万博が来る、団体が来る、そして膨大な予算といふものが、工事というものが集中をされる。これは非常に狭い地域であるだけに、その影響といふものは非常に大きい。これは本土においても物産高のために、資材の入手あるいは請負い金額の予定額をオーバーするというようなことで、いろいろ問題がありましようけれども、沖繩におきま

してはそれ以上に深刻なものがある。これはこの間同僚委員から御質問があつたような状況でございます。はたして予算を組んでもこれが実施できるかどうかという点は、非常に心配でありますし、ことに地方自治体におきまします負担というのは、たいへんしわ寄せを食つてきておりますが、これは本土の場合とは違つた形にあると私は思つております。こういうことになりましたと、文部省関係の若夏国体にも非常に影響してくるのではないかと、こう思つております。そして、もう目の前に控えましたところの若夏国体、これに對しましても、私は文教当局としましても十分なるところの配慮がなければならぬ、こう思つておりますが、いま言われております若夏国体の実施に對しますいろいろな施設に對しましては、いまの状況から何ら支障なく予定どおり運ばれるような状況にあるかどうか、それはどうでしょうか。これは予定外のことでございますが……

○河野政府委員 体育局が所管をいたしております、担当者が来ておりません。私、責任をもつて、後ほど体育局からその実態を調査をいたしまして、御説明、御報告に上がります。

○田中委員長 この際、川崎説明員より、先ほどの答弁に對し訂正の申し出がございまして、これを許します。川崎説明員。

○川崎説明員 先ほど答弁申し上げました際に、私、法律の名称引用を間違えておりましたのですが、沖繩振興開発特別措置法の政令でございます。訂正させていただきます。

○安里委員 何と言つたのですか。

○川崎説明員 沖繩の復帰に伴う特別措置法と……

○安里委員 私はいまの余儀の小学校の実情、三千人もの生徒を収容しておる。施設も間仕切り教室だ。そして保健室などもまるつきり、何ぞ物置き部屋を利用しておる。こういうような実態を当委員会におきましても認識され、そして、そういうことに關して、文部当局に對して委員会とされましても非常に強く意見を申し上げまし

て、あれが実現をしたいきさつもございます。

そこで私は、委員長にお願い申し上げておきたいと思っておりますが、前回の委員会におきましても、特に学校施設その他が、今度の沖繩の物価高あるいは資材の不足、それによって非常な支障を来たしてある。これは本土にもあるかも知れぬけれども、沖繩については特別な事情だ。ことに若夏国体など、いろいろな問題をいま控えておりまして、文教関係がまず先にこの実態というものを御調査されまして、そうしてそれが他の委員会にも、あるいはまた他の問題にも解決の一つの大きなきかけにもなるかと思うので、私のほうからも、ぜひこれは当委員会とされまして沖繩の実地視察をしていただきたい。このことを念願してやまないわけでありまして。先ほどの理事会におきまして、自由民主党のほうからその必要性というものに対して消極的であられるように承っておりますけれども、文部行政というものをほんとうに推進する上におきまして、また当委員会の自主的な立場を堅持する立場からも、他の委員会がどうであろうと、ことに政治の面からは取り残されておる文教行政の問題でございまして、私はこの点をさらに再考をさせていただきまして、当委員会として沖繩の実態を調査されて、特殊な事情下にありますいろいろな具体的問題につきまして、当委員会としても配慮を願うようなことをお願いを申し上げまして、私の質問を終わっておきたいと思っております。

なお、終わりますが、私の質問に対して木島委員から関連質問をさせていただきたいということでございますので、お願いしたいと思っております。

○田中委員長 この際、木島喜兵衛君から関連質問の申し出がありますので、安里君の持ち時間の範囲内でこれを許します。木島喜兵衛君。

○木島委員 さっきの沖繩大学の問題ですが、時間もございませぬから簡単に聞いておきます。一つ、私、この問題の出発点とすれば、復帰前の私立の二つの大学が統合するというに合意

したということが出発点と思うわけです。しかし、それは完全に合意したと言えるかどうか。少なくとも私立大学に対して、合意なくして統合ということは、これはたいへんな問題であります。確かにいろいろないきさつがあったと思う。あったと思うが、完全に一〇〇%合意の上でもって統合したという前提に立つのか。それはパーセンテージで何%かわからないけれども、これはいろいろな議論もありまして、いろいろないきさつ、見方もあります。われわれは部分的に聞いておるかもしれませんが、いずれにしても私は一〇〇%だとは思わないのです。そのことがこの問題の解決の糸口になるのではなからうか。そのことの認識がもし統一されるならば、この問題は、先ほど次官からは感情的にやらぬとおっしゃった。あるいは先ほど安里さんからは、官僚的にやるなどおっしゃった。私は、教育的にこの問題を解決するために、その完全なる合意なき統合というところから教育的な問題が、出発すると思う。時間もありませんのであまり詰りませんけれども、その辺の見解が、どなたかわかりましたら御答弁いただきたいと思うのです。

○木田政府委員 以前の沖繩及び国際両大学の統合のことにつきましては、四十五年の春から夏にかけて両大学の関係者及び琉球政府、当時の琉球の私立大学委員会等で相談が始まりまして、統合整理の方針が進んだ次第でございまして、そして四十六年の一月十四日に至りまして、新大学設立理事会が発足をいたしました。沖繩大学におきましては、四十六年四月の教授会及び理事会で、国際大学との統合に基本的に賛成するとの立場からこの問題に積極的に取り組むことを決議されました。そして四十六年十一月の教授会におきまして、四十七年四月一日から統合するという決議がございました。ですから、その中で一部、それは決議に全員賛成であったかどうかは、いまここに、手元に記録を持っておりませんが、いままさに、機関におきまして、そういう手順を経て統合のことが進められてきたということは、間違いないか

たことだと思っております。そして、新設学校法人設立理事会の理事として、その設立理事会の決定にも参加をしておられました沖繩大学の佐久川学長が、最後の、そのすべての手続が終わろうとする際に、新設大学への就任同意書を提出しなされた。このところから問題がこじれたわけでございますけれども、両者の大学の統合及び新設学校法人設立の手続そのものは、それぞれ正規に進められた、このように理解をいたしておるところでございます。

○木島委員 あまり事実のことを究明しようと思っておらないのです。ただ復帰前に、一時そういう時期があった。しかし、復帰以前の中で、いまちょっと最後におっしゃった事態もある。だから、私が一〇〇%かどうかと言っているのはそこなんです。その認識が明確にされない、この問題の出発は教育的に処理されたいと思うのです。まあそれはすべて、一〇〇%と思うかどうかとあまり詰りないでありますが、そこはひとつ明確にお考えいただきたいと思うのです。

そこで、先ほどたいへん弾力的なお話でございまして、新しい大学として申請があればいろいろと、ということとは述べておりますが、それが実はない、それは申請をすれば、それを認可するかどうかはこれは文部省の一存でもないか、審議会がありますから。ところが、それが明確に方針がきまらないうと、それは好ましくないか好ましくないかは別として、募集されたいまの学生をどうするかという問題の処置が実質的にきまってきた。みなし大学はあと三年で終わりますね。しかし、現に受験をしたところの二百何十名の学生がある。教育的にというのは、一つ、そこがあたりまえですね。そこで、いま新しく申請されるならばということ、好ましいか好ましくないかはこれは別でありますけれども、現に受験をし合格され発表をされた人も二百何十名おる、これは四年でいかぬということになっております。しかし、申請をして新しい大学が発発をするすれば、それはまたそれなりの処理のしかたが出てくるか

も――河野さん、首を横に振ったり縦に振ったり――その辺の教育的な考え方、それがあまり過ぎると感情的になってくる、あるいは官僚的になってくる。教育的には、その要素を考えなければいかぬ。その辺が一番むずかしいところだと思っております。けれども、私は、それをあまり詳しく定木の、あるいは官僚的な、あるいは感情的でなしに、教育的に処理をせねばならぬという、焦点はそこだろうと思う。その辺は、先ほど次官や局長の話では、たいへん弾力的にお考えのようにも受け取れるけれども、その問題を詰めていくと、きわめてまた教育的でない解決の方向にいく可能性もありはしないか。これが一番問題だろうと思うのです。その辺も含めてこの問題の解決に当たるといふ努力をすることが、私はいまここで結論を言うのじゃありませんが、そういうことを含めた努力をするということがなければ、この問題の解決はあり得ないだろう。その点の方針だけでけつこうです。

○河野政府委員 先ほど申し上げましたように、学生募集は、それを中止させることがより教育的か、あるいはそれを横で見ながらあと始末をすることが教育的なのか、これは、考え方はいろいろあると思えます。ただ、私どもは、現時点で、いま学生を募集したとしても十分教育ができていないであろう、その施設設備、構成員その他いろいろ考えてみても、十分な教育はとてできないであろう、さらにまた、法的に見ても、この辺は木島先生からは官僚的と言われるかも知れませんが、少なくとも、どういふふうに見ても、この学生募集を認めて、十分な教育がなされていくとは思えないということもあって、学生募集をやるべきでないということをお断り申し上げた。しかし、それはそれとして、沖繩大学の将来については、沖繩大学の御関係の方々が沖繩で私立大学として高等教育を行なっていくという熱意があつて、しかも、十分な準備が整っていれば、これは文部省としても、いままでの経緯とか、いきさつ

ただ、ことし受験をした生徒について、いたずらにその生徒のことだけを考へて問題を処理するというとはいかかなものであらうか、これはまだまだ研究をする余地がある、こう考へておるわけでございます。木島委員御指摘のとおり、官僚的、感情的に処理をするのではなくて、教育的な配慮を十分持ちながらこの問題の解決に当たりたい、こう考へております。

○木島委員　だから、私は三つしか言っていないのです。復帰前の私立大学に一〇〇％合意なきままに統合の措置が進められたということがこの問題の解決の上に一つある。そして、新しく申請をするその大学を認めるか認めないかということが一つ。それとからんで、もう一つ学生の問題がある。この三つを総合的に、それは文部省が学生募集に對してとられたことをとやかく言っておるのじゃないのです。しかし、そういう経過を通りながら、今日ここまで来ているという現実問題がある。この現実問題が処理できるかどうかは、私はこの三つのかかわりだと思っているのです。一〇〇％合意したものであるという前提に立てば、皆さんのお考えはきわめて論理的に進むかもしれませんが。しかし、一〇〇％合意がないとすれば、そして新しく申請するのは申請の基準によってやるとすれば、大学は言い分は残りますよ。一〇〇％合意しないところの私立大学を統合する、その辺の含みを考えて教育的に解決してくれということを申し上げたのであります。

以上、終わります。

○田中委員長　午後一時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十一分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

○山中(吉)委員 公立学校の施設設備の補助に關する一般的なあり方についていろいろと疑問がありますので、補助行政の一般的な問題をまず大臣にお聞きして、あと各論的なことをお聞きしたいと思います。

全体の義務教育諸学校の補助行政を見ますと、その前提になる教育思想といえますか、教育方針との関係がどうも私にははつきりしない。教育思想、教育方針と全然無関係に便宜的に補助率、補助対象がきめられておるのではないかと、この疑念が非常に多いのであります。そういうことを考えてお聞ききたいと思うのであります。たとえば義務教育関係の内部の施設の補助についても、従来私は主張してまいりましたが、小学校の補助と中学校の補助に差別をしておる。中学校は原則として二分の一、小学校は原則として三分の一、同じ義務教育で国の補助率を差別するということはおかしいじゃないか。論理的にどうしても合わないじゃないかということを手張してまいりました。ここにおける青木主計官とも昨年はいろいろ議論したのでありますが、幸いにもそういう議論の中から、中学校、小学校の同じ義務教育で補助率の差別をするというのは正しくないということが本年度の予算にあらわれて、小学校の屋体、それから小学校の施設補助も同じく二分の一にそろったということは一つの進歩であり、当局に心から敬意を表するものであります。ただし、そういう論理がまだ十分に貫徹しておる、一〇〇％貫徹しておるとは思いません。

そこで、その関係を頭に置いてお聞きをいたし

たいと思うのでありますが、たとえば文部省から出していただいております資料を見ましても、危険校舎については小学校の補助率はまだ三分の一ですね。これはどうして二分の一にしないのか。財政的な問題ではなくて、教育思想として、義務教育という教育に対する補助率としてこれだけが三分の一でまだ残っておるといふことが論理的にわからない。どういふ思想のもとに危険校舎の場合に三分の一にしておるのか、それをお聞きしておきたいと思うのです。

○奥野國務大臣 山中さんも、戦後の進んできた道、十分御承知のこととございますけれども、戦前の日本の地方行政のあり方、地方団体の首長を中央政府が任命するというような形において、さらに補助金行政を通じて自由に支配をしてきた。それを打破すべきだということが戦後の改革の基本だったろうと思います。そういう意味で、補助金の手綱を地方公共団体の首に巻きつけて、自由自在に振り回しているじゃないか。だから補助金行政をやめてしまつて、そのかわり地方公共団体に必要な財源を確保するような仕組みをとるべきだ。地方税も充実すべきだ。それだけで十分でなければ、国がまとめて税金を徴収して、その中から何に使つてもよい、一般財源として地方公共団体に与える。そのような形において地方公共団体が住民の活発な意思に基づいて民主的な運営が行

なわれるような配慮をすべきだということからシャウブ勧告というものが出てまいりまして、いろいろな補助金があつた切られたわけでございます。文部行政における補助金が一番大きく廃止された部類だったろうと思います。その後に必要なものはまた復活してまいって今日に至っているわけでございます。どのようなものについて国が経費の一部を分担することがいいか、いろいろな考え方があるわけでございますけれども、一応地方財政法の十条はこう書いておるわけでございます。『地方公共団体又は地方公共団体の機関が法令に基いて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務の』

うち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある左の各号の一に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。」こう書いてあるわけでございます。この中に義務教育諸学校の建物の建築に要する経費をあげているわけでございます。

した当時は、建物に對しましてはいまのような補助金制度がございませんでした。しかし、義務教育年限が三年延長された。津々浦々にわたりました。新しく中学校を建設しなければならぬ。なかから、大事業だというようなことから、中学校の建設に對しまして補助金制度をとつた。これが始まりだと思ひます。その場合に、新設校舎だから國が共同負担をしようということでもございまして、したがって改築、自然また老朽、改築、こういわれてゐるわけでありましても、差をつけてゐて三分の一にしたわけでもございまして。小学校は從來からあつたわけだから補助としての差をつけて三分の一、したがつてまた、新制中学もできて改築しなければならぬときは三分の一、こういうことで始まつたわけでもございまして、いふことも申し上げたと思うのですが、私は國と地方が共同で負担していくなら折半負担が一番いいのじゃないかと思つております、こういうことを申し上げたわけであります。

そういう沿革を経てきているわけでございますけれども、その後同じ中学校でありましても、離島であるとか、僻地であるとか、今度人口急増の地域につきましては、三分の二という国にウェットを移した負担が行なわれるようになってまいったわけであります。そういう経過をえているわけでございますけれども、御承知のように、私もやはり改築の場合も同じように半分に持っていきたいな、こういう気持ちを持っているわけでございまして、だんだん変化があるわけでございますけれども、よい方向に改善されてきている。またそういう方向にぜひ努力していきたい、かように考えているわけでございます。

○山中(吾)委員 大臣の言われた経過は私も承知いたしておりましたが、六・三制という経過をもって出発して二十数年たっておりまして、すでに経過という時代は過ぎて、義務教育として中学校と小学校を差別する段階は過ぎた。その経過というものを踏まえたまま小学校は三分の一、中学は二分の一という差別的論理はなくなった。二十数年たった今日、義務教育として国が幾ら持つという場合には、小中学校平等に持つべきだという思想でこの補助率をきめるべきだという論理を主張しておるわけです。これは大臣も同じだと思う。そういう意味において、今度小学校のほうも二分の一になったことは、もう経過にかかわって差別をする時代は過ぎたということでも一歩理論的に進歩した、義務教育に差別はないということに進んだので非常に喜ばしいと申し上げたので、同じ意見だと思ふのです。

ただ危険校舎だけは、三分の一というやつはこれはもう二分の一にしていけないかということ、いま大臣の御意見を聞いたわけなんです、どうなんでしょう。

○奥野国務大臣 いまも申し上げたところでございましたが、すでにあったものを、それを改築するから三分の一でいいのだというたてまえで発足したと思うのでございます。しかし、おっしゃいますように、義務教育施設につきましては、国と地方が折半するのだというほうが筋が通っているんじゃないか。もうそういう時代に来ているのではないかと私は考えておるのでございます。

○山中(吾)委員 そういうことで来年以後の予算にひとつ前進されることを御期待しておきます。青木主計官もよく聞いておるようでありますから、来年は変わるそうでありますから……。もうそういう時代になっているのだと思います。

それから、義務教育の中で、特別教室については補助の算出といいますが、基礎が非常に低額ではないか。そこで、私、施設に対する補助のあり方というものは教育思想が反映するものだと思っております。単なる教室の読み書きそろばんの

教育でなくて、実験、実習その他を通じてほんとうの意味の科学教育をし、判断する能力その他をつけるのが教育だということを歴代の大臣が言っておる。そういう思想を、今度は施設の補助に持っていくときに、普通教室がありさえすればいいのである、特別教室は財政的に許された範囲内において徐々に拡大をしていくという思想がまだ補助思想の中にあると思うのですが、これは間違いだと思うのです。絶対必要なものは、学校の規模にかかわらず、理科実験室、音楽教室その他必要なものは、その大規模、小規模にかかわらず必要であり、差別をしないで補助対象にすべきだと思うのですが、これは大臣いかがでしょうか。

○安嶋政府委員 基本的には山中先生がおっしゃいましたような考え方に基づきまして、今回、小中学校の校舎につきまして二〇%の基準改定をいたす予定にしております。

内容的には特別教室の関係が主でございまして、十八学級の小中学校の場合について申し上げますと、理科、音楽、図工、家庭科等の特別教室に準備室を新設するというのを考えております。これは実験の器材器具、楽器の保管収納、授業の準備のためのスペースでございまして、大体一教室の半分程度のスペースをそうした準備室に充てたというふうに考えております。

それから、視聴覚教室、図書室の面積の増でございまして、現在は器具器材の置き場あるいは図書の収納スペースという広さしか考えられていないわけではございますが、それぞれこれを多人数で使用できるように教育のスペース、あるいは閲覧のスペースを確保したいというふうに考えております。

それから小学校の児童会等、児童生徒の特別活動を推進いたしますための連絡室あるいは資料の保管室、そういうようなものを一教室の半分程度スペースを用意をしたい。実際的には特別活動室、児童生徒の更衣室ということになろうかと思ひます。それからさらに中学校の場合でございしますが、

中学校段階で特に必要な生徒の生活指導、進路指導あるいは教育相談、あるいは高価な楽器等を取納いたしますためのスペースをいたしまして、教育相談室、器具器材庫等を新設したいというふうに考えております。

それから、特に小規模学校における特別教室につきましては、現行基準では、小中学校六学級の場合、図工それから美術教室が盛り込まれていないわけではございますが、これを新たに算入することといたしてございます。また図書室につきましても、スペースを設ける。また、五学級以下の小学校につきましては、従来音楽教室が算定されていなかったわけではございますが、これを算定したいというふうに考えております。

ほかに、管理関係の諸施設といたしましては、教員のための更衣室のスペース。これは非常に要望が強いものでございますから、一教室の半分程度を用意をしたい。ほかに便所、洗面所等につきましても、保健体育審議会の答申等も勘案して面積の増をはかりたい。

こうしたことが、ただいま私どもが考えております基準改定の内容でございまして、大体御趣旨に沿った改善が行なわれているかと思ひます。

○山中(吾)委員 局長の説明聞きますと、なかなか前進しておると思ひます。ただ、その背後にある思想について、少し疑問に思ふのです。これは文部省からもらったパンフレットですが、その負担法の施行令ですね。施行令の第二条に「教室の不足の範囲」がありますね。これで、一学級から五学級までは理科教室が一、ほかはみなゼロになっている。六学級から十一学級までは、理科教室一、音楽教室一、残りの図画工作教室がゼロ、家庭科教室ゼロ。規模の大小に基づいて特別教室を多く、少なくという思想が私はわからない。六学級であるが十一学級であるが、このいう教育に必要な教室は規模によって差があるのではなくて、必要なものは、大規模の学校でも小規模の学校でも必要なんだ。大きい学級の場合には特別教室四教室を前提として補助対象にし、そ

して少ない学校は二ないし三にしておるという思想が、この補助思想と教育思想というものの間にバランスがとれない、断層があるような気がするのです。いま、前進をした場合についても、やはり規模に応じて特別教室を多く、少なくしておるのがわからない。それがおかしくないですか。やるんなら全部やるべきじゃないですか。小さい規模だから、その小さな学校に通っている子供については音楽教育は軽くていいのだ、理科教育は軽くていいのだという思想、この延長線にいまのような補助のしかたが出てくるのではないかと。それがどうもおかしいじゃないかというのです。それはどうですか。

○安嶋政府委員 ちょっと大臣のお答えの前に私から申し上げたいと思ひますが、いま御指摘のございましたその義務教育諸学校設備負担法の施行令の二条のこの表でございまして、小規模学校の場合の音楽教室のところは、さき申し上げたような趣旨でいま改正をしたいというふうに考えておるわけでありまして。

それから、図画工作、家庭科につきましても、これはさき申し上げましたように、ある程度のスペースは算入するということでございますが、まあ共用というふうな趣旨も考え合わせまして、合せて一教室というふうな、いまは大体算入されてないわけではございますが、合せて一教室といったような改正をはかりたいというふうに考えております。

まあ基本的な考え方は山中先生おっしゃるとおりだと思ひますが、小規模学校の場合は若干の程度の多目的使用と申しますか、共用ということ、それはまあお許しをいただきたいと思ひます。

○山中(吾)委員 その思想がどうもおかしいんではないかと私は言うんで、ことに小規模学校の僻地の小学校あたりにおいては、教室の中の知識の量よりも、もっと図画工作とかあるいは家庭科というふうな、実習を含んだ教育を重視をしていってやったほうがいいんだ、だから幾ら少なくても理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭科

教室というものが、文部省で予定しておるのは一、一、一、全部一ずつやるんだという考え方でないと、教育思想と補助のあり方が一致しないと私は思うのです。

○奥野国務大臣 山中さんおっしゃっていることは、理論的にそのとおりだと思います。たまたま財政とのからみ合いで、小規模学校にどこまで必要な特別教室を認めていくかということになってしまっているのじゃないか、かように考えます。理論的にはそのとおりだと思うのですけれども、非常に小さい学校に教室をつくる場合には、逆に人数から考えますと、ちょっと過大な教室になると思うのです。逆にまた、特別教室をつくらなければならぬところが二つになったり、二つつかればならぬところが一つにならざるを得ないということになっているのじゃないかと思うのです。ですから、補助対象基準を二割上げました機会に、できる限り山中さんのおっしゃったような方向に近づけるということじゃないか、かように考えておるわけでございます。

○山中(吾)委員 私は、小さな学校の場合、財政的に安上がり教育思想にあまり賛成はしないが、現実問題としてよくわかる。だから、普通教室にプラス四つの特別教室というのは小規模にはできないけれど、特別教室をむしろ普通教室に兼用するんだ、特別教室の設備はしてやる、しかし、それを普通教室にも使えんだ、普通教室をつくらせて特別教室を省けば、特殊教育でできないでしょう、実習が逆にすべきたという事なわけです。私は、財政的に考慮するならば、そうすると教育思想と補助思想が一致する。だから、家庭科設備をしてある教室を普通教室に使い、音楽教室の設備をしてあるものを普通教室に使っていい、たくさん教室がつくれなければ、そうでなくて、文部省の思想は、普通教室をまずつくって、小規模だから特別教室二つ省く設備がないでしょう。家庭科教育もできないでしょう。音楽教育も十分できないでしょう。だから、そういう思想に切りかえるべ

きではないかというのです。現在の予算でも施行できないですか。そういうやり方はいいかですか。○奥野国務大臣 お話を伺ったへんいい話だな、こう思いました。管理局長も、そうです、こう言っています。ですから、そういう方向に指導するように努力していきたい、かように思います。

○山中(吾)委員 わかりました。そういうことで苦心をさせていただきたいと思う。そうでないで教育の機会均等という思想が僻地の子供にとって私は保障されないことになるので申し上げるのです。

次に、この法案は、屋体中心の法案で、屋内体操場を補助率を二分の一にしたわけですね。それはけっこうだと思うのですが、講堂と屋内運動場とはどういう関係に文部省は考えていますか。

○安嶋政府委員 どういう関係かというお尋ねで、ちょっとよくわからないのでございますが、屋内体育館、屋内体操場は、これは体育という教科に必須な施設でございますので、これは負担対象として扱っておるわけでございますが、講堂につきましても、これは屋内体育館兼用で講堂の役割を果たさせるという事も可能でございます。現に多くの学校では、折りたたみいすを持ち込むというようなことによりまして、それを講堂として使用しているような例が多いわけでございます。現在のところは、講堂という形のもものは補助対象にはしていないということでございます。

○山中(吾)委員 私もそう思うので、ちょっとわからなくなつて聞いたのです。国庫負担法の第二条の二項に「この法律において「建物」とは、校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。」講堂はないのです。講堂という特殊の名称は、補助行政の中にはないわけですか。——ない。ところが、実際には一般に通俗的には、屋内体操場というのは戦後の新しくできた概念で、講堂という概念がずつとあるわけですね。

そこで、屋内体操場というものはすべての学校に必ず置くことを前提として予算を計上しておりますか。

ますか。

○安嶋政府委員 そのとおりでございます。

○山中(吾)委員 いなかにいきますと、屋内体操場をつくってこれという学校が非常に多いのです。しかし、いわゆる講堂というものはあるのです。屋内体操場をつくってほしいということが、各学校に行きますと盛んに要求がある。一体どういうことだろうと思つて私も分析してみましたが、これも、狭くて運動ができない、講堂ということなんですね。バスケットボールも何もできない。したがって、文部省として屋内体操場として計算をするならば、小規模学校においても、バレーとかバスケットをやれなければ屋内体操場にはならぬと思うのです。ところが、生徒数に基づいて坪数をきめていくものですから、小さな学校においては講堂にしか役に立たない。屋内運動場には坪数が足りない。そこで、法律的に見ますと、講堂がなくても屋内体操場がみなあるはず。あるはずだけれども、学校側からすれば、運動する屋内体操場がないということになるわけです。何か矛盾があるんじゃないですか。

○安嶋政府委員 その辺は執行上もしばしば問題になるところでございます。私も中柱があまりあるところか、あるいは固定いすがありますとか、あるいは天井が著しく低くて球技その他が行えないというような建物の場合は、屋内体操場とは考えない。つまりそういう屋内体操場の保有がないということにいたしました。資格面積を算定して補助対象にする、こういう考え方、扱いにいたしております。

○山中(吾)委員 結局は、いわゆる運動のできる屋内体操場は、現実には全然小中学校にないというところになるでしょう。

○安嶋政府委員 ですから、固定いすがない、中柱がない、天井も相当高いというような施設がございました場合には、これは屋内体操場と認める。つまり屋内体操場の保有があると認める。したがって、不足坪数が出ないかあるいは若干しか出ない、こういうことになりますから、補助対象に

はならないということでございます。具体的に建物を屋内体操場として認めるか、屋内体操場として使えない講堂として認めるか、その辺のところは執行上個々に判断をしていきたいということでございます。

○山中(吾)委員 ちょっと私の質問の趣旨と答弁が違ふのですが、屋内体操場として役に立つだけの坪数の申請があれば全部補助を出すのですか。生徒数その他によつてそれ以上の補助は出せないというので、小さくなって、屋内体操場の役に立っていない、それを聞いているのですよ。

○安嶋政府委員 ちょっと質問の趣旨を取り違えておりました。屋内運動場の必要面積でございますが、小学校の場合でございますと、八学級から十三学級の場合が、温暖地で四百二十平米でございます。それから中学校の場合は六学級から十学級の場合で五百平米でございます。この程度でございます。バレー、バスケット等の球技が可能でございますが、それ以下の規模、小学校で申しますと、一学級から三学級の場合に、温暖地が二百七十七平米というところでございます。また中学校の一、二学級は二百二十平米というところでございますが、この程度でございます。リズム運動とかマット運動とか体操とか、そういったことが可能だということでございます。その点若干問題があるかと思ひます。

○山中(吾)委員 したがって、それより学級の少ないところは、屋内運動場の役割を果たしていない小さなものを建てざるを得ないということ、屋内運動場という名称で補助を出しているのですから、規模が小さくても、少なくとも室内バスケットボールその他やれることを基準にして補助すべきではないか、講堂ではないのですからね。そういうことは改善すべきではないのか。ことに岩手のような僻地に行きますと、雪が多い。そして小規模が多い。校長さんが話をすると講堂はあつても、屋内運動場できるものはほとんどない。それで、どこへ行つても、屋内体操場をほしい、ほしいと言っている。文部省では、講堂は補助対象

ではない、屋内体操場しかない、そういう矛盾が現在ある。これはいままの算出のしかたから来ているのじゃないか。文部省がその矛盾を感じながら毎年大蔵省と折衝しているのか。屋内運動場としては、小規模の学校においても、少なくともバスケットボールがやれる広さが必要だというのが要求しているが、主計官のほうで、そういう思想を理解しないで削っているのか、どっちなのか。

○安嶋政府委員 御指摘のように、屋体の基準も私も改善をしたいと考えておりますが、本年度は、さき申し上げましたように、教室、特に特別教室を中心とした基準改定を行なったわけでございます。まして、山中先生御指摘の問題点につきましては、今後の課題として十分努力してまいりたいというふうに思っております。

○山中(吾)委員 今後の課題だといっても、見通しとしては、おそらくこの習慣はなかなかなくなると思うからわざわざ話題に出しているのです。主計官のほうで思想を変えてもらわなければと思つて申し上げておるのだが、文部省自身そういう出し方をしているのだと思ふのです。ことに、いまの文明社会において、体格は進んでも体力は低下してある。これからの教育のあり方においては、体育は非常に重要であることは、大臣が言い、いかなる場所においても言っている。そういう教育思想の変化に応じて、学校建築の補助思想も変えていくべきだ。そして、そういう思想の中に屋内運動場という思想が生まれてきた。これはどんな学校でも、ことに雪国とかいう、数カ月室内運動をしなければ子供たちの体育というものは継続できない、健康教育は継続できないという条件であるならば、最低の運動のできる屋内体操場の坪数は確保すべきだ、それに対して補助すべきだという要求をしなればならぬのじゃないか。その要求をして、まだ大蔵省の思想がそこまで切りかえられなくて、一年、二年とおくれているならわかる。皆さん方の出し方を変えなければ、これは変わるはずがないじゃないですか。来

年そういう考え方に変わって要求されますか、削られても。これからの課題として検討しますという問題じゃないかと思うのです。それなら最初から屋内運動場ということばを取りなさい。運動のできない建物を前提として補助を要求し、そして運動のできない講堂みたいなものを建てて、ことに東北、北海道付近の小中学校については、冬は利用できないというふうなことは、法律の思想からいってもおかしい。

○河野政府委員 現在行なわれております甲子園の野球を見ましても、北海道、東北という、いわゆる冬の間になかなかスポーツのできないような地域の学校も非常に健闘をしております。あれを見まして、私は冬季の体育の施設というのが、やっぱり基礎体力を養う上で相当貢献してきたというふうなことを考えております。山中先生御指摘のとおり、バスケットボールに十分な広さがあるに越したことはないと思ひますが、できるだけそういう方向でいきたいと思ひますが、とにかくにも基礎体力をつける、冬季の運動が十分にできるだけの面積をまず確保するというこのために、まず第一段階努力をしなればならぬということにいままでやってきたわけでございます。御指摘でございますから、私も屋内体操場と講堂との関係について、もう一度検討をする必要があると私も考えますので、省内でもう一度検討を命ずるようにはいたしたいと思ひます。

○山中(吾)委員 補助率三分の一を二分の一にするというせつかくのいい法律であるから、その屋内体操場そのものはどうあるべきかということも、同時にこの法案の施行とともに検討される必要があるというので問題を取り上げたのですから、御検討願ひたい。次官が検討するということでありますから、御期待をいたします。

次に、教育政策と補助との関係ですが、高等学校の施設の三分の一補助の思想と、義務教育だから小中学校については二分の一という補助の思想、幼稚園は三分の一ですか、三分の一と二分の一の補助率の差を義務教育とそうでない教育とによつて大体分けておるようであります。これはどういう根拠によりますか。

○安嶋政府委員 義務教育であるかないかという考え方の違いということも一つはございますけれども、義務教育の場合でございますと、御承知のとおり、設置義務があるわけでございます。市町村なり都道府県に設置義務があるわけでございまして、特に負担率を高くしておる、こういうことかと思ひます。

○山中(吾)委員 義務があるかないかということ補助率を差別するという思想が、どうもあまり形式的過ぎるのじゃないかという感じが最近痛感をしてきたわけなんです。たとえば幼児教育の重要性ということとは、いま盛んに文部省も主張して、むしろおとなの性格形成の基礎だ、この時代につけをしなれば意志訓練も入らなければ、十五歳以上になって手段を選ばない、理性の乏しい青年ができて、いろいろの学生問題まで及んでいるのじゃないかという論議さえあるのですから、教育思想からいえば、義務教育であるかないかにかかわらず、幼児教育の重要性というものは、義務教育以上に、文部省の思想もわれわれの思想も、そこについておるのじゃないかと思ふのです。それから高等学校については、進学率はすでに都市においては九〇%、全国平均八十%ですが、そこまですべておる。それから、高等学校教育を考えたときに、地方の県立高等学校にしましても、卒業生はその地域の開発に貢献する人材ではない。卒業生の大部分は、京浜地方その他の大都市の労働者あるいは技術者として、ことに東北、北海道は質実剛健なる資質のいい労働者として他県に貢献をしておる。そうすると、税金の使い方について、その地域の開発、人材をつくるための教育費でなくて、その地域にかかわらず、全国的な国民形成のための教育費に高等学校はなつておると思ふのです。だから、貧乏な県において教育費を負担するという思想を越えて、国民の税金の再配分という姿で高等学校までは施設の補助その他を考へるべきではないか、財源理論としては、そういう

ところから私は、義務教育だ、そうでないんだという論理でなくて、社会構造の変化あるいは教育の重要性という上に、実質的な論理で補助率を考へるべきだと思ふ。そうすると、幼稚園、高等学校と、小中学校の補助率の差別は、そういう形式的な義務教育であるかないか、設置義務があるかないかということを超えた、実質的な教育政策論で定めるべきではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○河野政府委員 幼稚園と高等学校は、私は若干違うように思ひます。これは少し私見にわたつて恐縮でございますけれども、幼児教育については、まだつまり学校制度という確固たる制度になつていないという少し言い過ぎになるかもしれませんが、十分に成熟し切っていない部分があるのではないだろうか。しかし、高等学校はどうかといひますと、これは小中学校、義務教育の延長線上にあつて、学校制度としてきまつてきまつたものがあるわけでございまして、この二者を同列に考へて補助問題を論ずるということは、私は少し飛躍があるように思ふわけでございます。

高等学校につきましては、山中先生御指摘のとおり、私も、すでに地域的には進学率九十%を示しておる、大部分が高校へ進学をするという実態を見ますと、いまのままでいいといつてもいいとおれないような気がいたしております。ただ、地域的にはまだ七〇%前後の進学率の地域もございまして、これを全国的にとらえて、いま補助率について直ちに云々ということとは少し早過ぎないだろうかという感じを持つて見ておるわけでございます。

○山中(吾)委員 幼稚園の關係は、次官の論理も一つの論理だと思ふのです。それはそれとして学校制度を含んでの論議ですから当面の論議としては残したいと思ひますが、高等学校の場合は、たとえば何々県立高等学校というものが設立された場合にも、地域の開発のために必要な優秀な人間をつくるんだという趣旨で学校を設立するが、卒

業生の大部分は県外に行くんだ、岩手と言われない、僻地のほうを見ますと。そうして、いわゆる過密県のほうに優秀な人材を供給するために貧乏県が教育費を負担しているという、いわゆる地域の社会構造が変化してきておるんだという論理をもう少し私は深く考えるべきだと思います。そうすると、国民全体の税金の使い方、高等学校の施設も国が出すべきではないか、その府県にやらすというのには内容があまりにも実態に合っていないじゃないか、府県が負担をして高等学校を建てたが、卒業生は他県にみな貢献をしているんだという、いわゆる生産共同体の性格がなくなってきたおるならば、国民全体の税金で高等学校の施設を二分の程度負担をしていくべきだということが実態に合うのではないかと、そういうふうな社会構造が変化してきておるのじゃないかということ、こういう補助率をきめるときに有力な資料にすべきだと私は思う、進学率ばかりでなくて。そういうことから考えると、高等学校の施設については、新設のときは全然補助はないでしょう。ゼロですね、起債は認めても。これはすでに貧乏県が高等学校をつくっても、卒業生がみな外へ行っているんだから、国の税金の再配分という思想で、三分の一ぐらいの補助を出すということはもう来年ぐらいからすべきじゃないか、これはもう当然の論理じゃないか。これは、大蔵省だってこの論理は論議できないのじゃないか。次官、どうですか。

○河野政府委員 地方交付税その他によって、その点の矛盾は若干解消されるわけでございますが、私も山中先生御指摘のとおり、高等学校の問題は、先ほども申し上げましたように、放置できない問題であるというふうに考えております。ただ、地方から東京へあるいは大阪へ人が集まってしまうというこの流れをそのまま肯定をして、だから国庫負担あるいは補助というところでこの問題を終わらせてしまっているんだらうかどうだらうか、むしろ積極的に東北にもあるいは北海道にも九州にも大学を設置し、新たな知能集約型の町づくりを行なっていくという考え方、そしてそれが

東北にも新たな文化を興し、新たな町をつくらせていくということへつながっていくほうがいいのじゃないだらうかということも考えておるわけでございます。高等学校の問題は、小中学校に對する文部省のいろいろな補助その他がかなり進んでおりますだけに、手をつけるべき順番にはきておるというふうには私は考えておりますが、それをどこからどういう形でつけるか、もうしばらく御猶予をいただきたいと思ひます。

○山中(吾)委員 将来のロマンも含んで御答弁されたようでありますが、まあ普通教育、憲法二十六条の第二項の、保護する子女に對する普通教育は義務教育として無償とする、あの思想というのは、未成年の普通教育、いわゆる後期中等教育を含んでの思想ですから、一項の教育を受ける権利に對して、特別に義務教育に適用する思想としてうたった第二項は、高等学校教育まで含んでおると私解釈しているのです。財政的に許せば、もう当然そうすべきだ。そういうことを考えても、憲法の思想からいっても、差別する何ものもないんだし、いまのように将来のロマンを含んだところまで考えないで、私は高等学校の施設の補助制度も原則的に確立すべきである、憲法思想からいっても思うので、聡明なる次官の健闘を祈つて、いまのような話をしておると河野総理大臣ができたときの話みたいになるから、それはそれとして御検討願いたいと思ひます。

次に、この補助率ですが、補助率について、これは私は記憶間違いかもしれないけれども、六・三制の補助率は、二分の一補助率という法律のたてまえからいっても、実際の率より非常に少ない、そこで厳密にいえば法律違反ではないかといつて若干の首長が訴訟を起こした問題ではないんですか、どうでしたか。それはないですか。——ないようだから、私が錯覚を起こしたのかも知れない。よく自身が、法律の範囲内ということばがあつても、二分の一補助という法律の明文があるときに実態の三分の一も補助がない、単価が少ないとすれば、私は行政訴訟の対象になり

得るという思想を持っておるものだから、そういう錯覚を起こしたんだが、あまりにも少ないじゃないか。今度の予算で何はかは正されていきますか。○安嶋政府委員 御指摘のような問題がございまして、昨年度大蔵省、自治省、文部省三省でいわゆる超過負担の実態調査をやつたわけでございまして。その結果、単価差をいたしまして一三・一%、面積差をいたしまして三・一%の超過負担があるという実態が明らかになつたわけでございまして。ただ、この超過負担でございまして、これは先般の委員会でも大臣が御答弁申し上げましたように、これは当然に国が負担すべきものという考え方はとつていないわけでございまして、このうちまず単価について申し上げますと、六・七%という質的な改善を行ないまして、これを二カ年間でやるというところでございまして、これを二カ年間でやるという考え方を私どもはとつたわけでございまして。質的改善というのは、しからばどういふことかと申し上げますと、現行の単価は、たとえば床でございましてモルタル塗りということでございますが、今回改善をしたいと考えております床は、アスファルトタイル張りであります。こうした改善を行なうことによりまして六・七%の質的改善を行なう、それを二年でやる、こういうふうな考え方を前提にいたしまして単価の積算の是正をいたしておるわけでございまして。

それから面積差につきましては、これは先ほど申し上げましたように、小中学校校舎につきまして二〇%の改善を行なつておるわけでございまして。特別教室を中心とするものでございまして、そうした改善を行なうことによつて超過負担の解消をはかつていきたい。そうしたことが本年度の単価に十分配慮されているということでございます。

○山中(吾)委員 土地の購入その他を考えると、どうにもならぬと思うのですが、補助率には非常に低いという認識だけは忘れないでひとつ今後とも努力してもらいたいと思ひます。構造比率ですが、鉄筋は僻地、都市に関係なく

現在では平等に對処しておりますか。○安嶋政府委員 小学校の校舎につきましては、九五%が鉄筋、五%が鉄骨でございまして。それから中学校校舎につきましては、鉄筋が九〇%であつたものを五%ふやしまして九五%、鉄骨が五%というふうになっております。〔委員長退席、松永委員長代理着席〕それから小学校の屋体でございまして、従来鉄筋が二五%でありましたものを三〇%、鉄骨を七〇%にいたしております。中学校屋体につきましても同様でございまして、この小中学校の校舎と屋体につきましては、僻地であると一般地であるとを問はずこうした扱いをいたしております。

なお、僻地集会所につきましては、これは二五%が鉄筋、四五%が鉄骨、三〇%が木造ということでございますが、前年度に比べますと鉄筋、鉄骨というものが一五%の増ということになっております。これは建築の実態から考えてもこの程度でよろうかと思つております。

○山中(吾)委員 地域差別的ないことは非常にけっこうだと思ひますが、むしろ山間僻地は全部鉄筋にしたほうがいい。災害の場合の一次的な収容場になるたつた一つの鉄筋の建物になって、あらゆるものの応急のいわゆる収容場所とかということになるものだから、絶対焼けない鉄筋をむしろ奨励されることがいいんじゃないかと思つてお聞きしたわけですが。

そこで、鉄筋の校舎についてお聞きしたいのですが、いなかでは統合して中学校をつくつておりますね。鉄筋の場合は暖房装置、ボイラーでみなやるようになっていのですが、民間の場合については一定の資格を持ったボイラーマンが雇われて、火災その他に心配のないように措置ができておる、これはどういふ法律に基づいているのか私は調べてこなかったんですが、ところが、中学校を鉄筋にした場合に、ボイラーマンというのはないのです。そんな金は市町村にないから、ボイラーマンを置かない。それで校長さんが管理責任を持たされて、ボイラーの知識もないのにいつも

不安な状況において校舎を管理しておる状況である。ボーラーマンを置いてくれないと私は困ります。ボーラーマンがたぶんある。その辺はどうなっているのか。私もあまり法的なものはない。

○岩間政府委員 実は私も実態はよく存じておりませんので、いま的確な答えはできないわけですが、ボーラーマンにつきましても、高圧ボーラーについては特定の資格が要するようございまして、一般の小規模のボーラーにつきましても、これは技能講習か何かを受ければ簡単に資格が得られるというふうなことでございまして、いままで石炭その他で暖房をやっております。それに要する人員を市町村で御心配いただいておりますが、ボーラーマンが、ボーラーマンについて、私も市町村で適切な配慮が行なわれているというふうなことを考えて、それに對する措置というものは、御指摘もございましたので、実情等も調べて、それに對して必要であれば、これは何らかの措置をとるといふことで御理解いただきたいと思います。

○山中(吾)委員 実態を調べてください。それは、実際校長さんは困っておるのですよ。ボーラーの知識はないし、という市町村からそんなボーラーマンをよこすはずがないのです。金がないから。結局、暖房設備をつくったところが管理については何もなし。文部省のほうでは市町村で何とかしてくれらるうと言っておるけれども、それは、そういう原則を認めて補助をしておるわけですから、その管理について専門家が要するならば、何らかの交付金に基づくか何か手当てをしなければ、これはおかしくなるんだし、お調べ願って、必要ならば対処するということでないか、一種の気がつかない空白だと思ふのです。学校建築の鉄筋に伴った。それを明確にしておいてください。

○河野政府委員 確かに御指摘のとおり、もしボーラーマンが必要だという、公的なものであつて

そういう処理がしてないとすれば、これは非常に危険でもございまして、不都合なことだと思ひます。実態をさつと調査するようにいたします。

○山中(吾)委員 次に伺ひたいのは、沖繩返還のときに、沖繩の中学校の緑化について質問をいたしました。向こうのほうでは軍用地にもととの敷地をとられて、仮校舎なり、私も視察をしてみましたけれども、木が一本もない学校がたぶんある。殺風景な学校であつて、教育環境としてはまことにまずい。そこで返還に伴つて学校を緑化する、もっと完全なことは言へば、小中学校の植物園化をするといふふうな理念で予算措置をたしかしたはずでございまして、日本全国の小中学校を緑化をして、子供が育つ教育環境として、単なる建物だけでなく学校全体を自然の中で子供が育つような環境にすべきだといふことも、前の高見文部大臣のときに私が提案したことが記憶にあるのでありますが、何か予算措置で、こういうものが具体的にできておりますか。

○滋谷政府委員 先生御指摘のような趣旨によりまして、来年度から当面の五カ年計画といたしまして、まず市街地の学校と大気汚染地域の学校の校庭の周囲に植樹をする、それから芝張りをするための学校環境緑化促進事業補助金というものを、初年度分として二億四千万円計上いたしております。

○山中(吾)委員 新規として芽が出ておることでありまして、非常にけっこうだと思ひます。公害が発生したことを契機として、単に科学技術が進んでも人間の福祉につながらない。むしろ生存条件を破壊する。したがって、学校教育の中で、植物、動物、人類が共存の關係にあるといふ生態学的な人生観、世界観をつくって、科学的な基礎に基づいた人命尊重、自然愛護の世界観、人生観をつくるべきだといふことを痛感しておるのですが、それにふさわしい学校教育環境といふますか、それを考えるとすれば、いまのような建物即学校でなくて、その学校周辺に植物があり、

あるいはこん虫も飼われておる。その中で、植物と人間の共存關係を知らず知らずのうちに子供が知り、先生も教えていく、生態学的な人生観、世界観を教育すべき段階に来ているのではないかと。そういう教育思想の延長線上に学校の教育環境を改造する。そこに補助制度が出るべきだと思ふのです。そういう意味において、全国の小中学校を緑化するといふことは、教育理念からいって非常に大事だ。次官はいかがでしょう。

○河野政府委員 先生から再三御指摘、御指導をいただいておりますように、私もいまの学校の施設、教育環境はもっと有機的なものであつてほしいと念願をいたしております。あまりに無機質な教育環境のようなものがわれわれのまわりを取り囲んでおるといふことは、決していい教育はできないのではないかと、これを考えております。先ほど体育局長がお答え申し上げましたように、来年度約千校の学校の校庭の緑化を進めるための予算措置をお願いをいたしてございます。これは、いづれも初年度でございまして、気象条件、天然現象、その他まだまだ十分研究をしなければならぬものもあると思ひますけれども、少なくとも私も、都内に見られますように、校庭がアスファルトでべりまされておるといふような学校は、決して好ましい環境ではないんじゃないかと、いふふうに考えておりますので、もっとみずみずしい環境の中で思ひ切つて子供が歩いて歩けるような環境をつくりたい、このように念願をいたしております。

○山中(吾)委員 私も、最近どうも学校環境についての日本の教育思想は、逆だといふことを痛感をしてきておるのです。大学になると、東大を見ましても、並み木通りがあつて、入つていくとやはり植物園化しておる。実にすばらしい教育環境である。一番大事な少年時代の学校は何かといふと、大体兵舎と同じか、明治時代の軍国主義的教育思想のときに、兵舎に並んで、兵舎と同じか、こうで全国の校舎をつくつたそうですね。考えて

みるとあれは兵舎ですよ。それをわれわれが何ら変に思わないで、ただ学校といふのはこういうものだ、兵舎が並んでおる。それで何とも思ひない。自然の中で子供は育つという思想が少しもない。現代の小中学校の建築環境といふものは何とかなければならぬといふものが政治家の中からでも生まれてくるはずだが、われわれは気がついていない。もうおとなになつて、そんなに緑の中に育たなくてどうにもならない大学生は、校舎だけでいいじゃないか。むしろ少年時代にそういう緑の学校が必要だ。逆になつておるのじゃないかと私は思ふのです。そういうことを考えてみると、こういう施設の補助思想といふものも考え直すべきだ。大学を緑化するといふことばかりにあらゆる力を入れておる。一番大事な子供の場合の校舎は少しも考えていない。この逆の施設の思想といふものを私は考え直していくべきではないか。なぜそうなんだらうかといふことを考えると、やはりどこか安上がり教育思想で、小中学校は数が多から、金がかかるのでこのままにしておくといいことだらうかどうも考えつかない。そういう意味において変じゃないか。そういうことだらうと、小中学校の植物園化、正門に至る五百メートルぐらいは並み木にするとか何かのことを考えるべきである。われわれの思想は逆になつておる。少なくとも教育思想と施設補助の關係は脈絡がないと思ふが、いま大臣が来られたけれども、次官の途中だから、次官の御答弁を願ひます。

○河野政府委員 先ほど申し上げました有機的な教育環境といふことを考えてみますと、私たちは木を植えるといふだけでは十分ではない。植えた木をどうやってみんなが大事にかわいがつて育てるかといふこともまた非常に大事なことであらうと思ひます。小さい子供のころには、木を大事にするという気持ちもまだわかつていないときもあるでしょう。そういうときには、やはり教育する立場の人たちがそういう点を教育をする、指導をするといふことが、教育の場として非常に大事

なことなんでしょうと私は思います。校庭の緑化、芝張り、植樹、これらも予算をもって、ただ単に木を持ってきて植えればよい、芝を張ればよいというのではなくて、その植えた木をどうやって大事に大切に育てるかということ、むしろこれから皆さんの知恵を拝借をして進めていかなければならぬと思います。

〔松永委員長代理退席、委員長着席〕

大学が植物園化してある。これは先生も御承知のとおり、あれだけの面積と生徒数との関係もございましょう。小学校の面積と生徒数の関係と、大学の面積と生徒数の関係というものをみると、十分緑になる可能性がより高いということもあらうかと思いますが、しかし、基本的な考え方としては、子供のうちに、小さいうちにいい環境で伸び伸びと育てる、教育をするということが大事だという先生のお考えは、私もそのとおりだと思います。しかし、大学には大学として思索をする場というものがまた必要だということもあって、大学にはああいうものが私は決して不必要であると思いますが、小学校にもっと緑を多くするということのために努力をしてまいりたいと思います。

○山中(吉)委員 次官、なかなかうまいことを答弁されますが、それでいいと思うのですが、そこで私は提案をしたいと思う。大臣が来られたのですが、いま申し上げたのは、大学ばかりが緑の学園になって、小中学校は建物だけで何にもない、これはどうも逆じゃないか。そして緑の中であらう紛争が起こっている。それでこれは手おくれになるので、やはり小学校、幼稚園のときに緑の中に育っていくという環境が与えられていない。根本的に学校環境を改造すべきだという主張を申し上げたのです。

そこで、いなかにはいまして、五十周年記念、七十周年記念といいますが、プールのない学校では記念事業としてプールをつくる。それでいぶん父兄の負担になっておる。プールができた学校においては最近植物園を記念事業につくるとい

のがずいぶんあるのです。小学校あたりに植物園を運動場と隣接してつくるといふことは、やはりいまのような自然と人間の関係を再検討しなければならぬときには非常に大事だ。ところが、これは補助対象でないものだから、PTAに記念事業でずいぶん無理な負担をかける。二、三百万、三、四百万の金をかけて植物園をつくっておるようでありまして、これは私は国の補助対象として取り上げるべきではないか。体育施設としてのプールに対して、自然と人間の関係を生態学的に考える、人生観などをつくる教育理念も含んで植物園をつくる計画に対しては補助対象にすべきじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○奥野国務大臣 たいへんけっこうなお話だという感じを持って伺っていた次第であります。環境が人間を育てるわけでありまして、まず環境の整備にかならなければならぬ。そういう意味において、私は日本の市町村は自然発生的に発展してきたものですから、きわめて醜い姿になっておる。市町村そのものを、学校をどこに位置づけるかというところから計画的につくらねばならずと非常によい市町村ができあがってくるのだな、こう思うわけでありまして。市町村の公園そのものからしてきわめて不備なままでございますので、公園整備から始めるのか、植物園構想から始めるのかということがあるかと思うのでござい

ますけれども、やっぱり社会全体が緑に包まれた社会になっていけば一番好ましいと思えますし、積極的に木を植えるところから始めていこうというのがいまの考え方であるわけでございまして、これがやがて発展してまいりまして、そういうようなことを積極的に進めたいと思っております。たいへんしあわせだということになります。何ふん土地がなくて困っておるいまの姿でございますので、一挙にはいかないのではありませんかと思うのでございまして、木を植えるいまの考え方をだんだん発展させていきたいものだ、かようにお話を伺いながら考えておったところでござい

○山中(吉)委員 途中で来られたものだからびつたり答弁は合わぬと思うのですが、学校の施設として小中学校で植物園計画がある場合、植物園といふ大きな地域——いろいろの必要な植物を植えてそれを教えるために各学校ごとの植物園ですね、二百万か三百万くらいでできるのだと思うのですが、それに対して補助政策をお考えになってはどうかということ、提案質問をしたわけですが、

町の緑化とかいうふうなことでなくて、学校施設として、そしてその中で一本の木を切った者は一本の木を植える義務があるというふうな教育は国民の思想をつくっていくという教育が大事だと思うので、単に体育のプールだけじゃなくて、そういうものの考え方を形成するために必要な施設が必要じゃないか、こう申し上げたのです。学校施設としていかがですか。

○奥野国務大臣 学校の緑化事業を四十八年度から始めようとしておるわけでございまして、これの進行を見ながらお話しするようなことを考えさせていただきたいと思っております。

○山中(吉)委員 これ以上申し上げません。都市においては緑化、いなかにおいては小中学校は植物園ということがいいと思うので申し上げたので御検討ください。

なお、プールの問題ですが、いなかの市町村に行きますと、学校が八つ、九つあって、中心校にプールができる。周辺の小学校、中学校にはプールがない。子供たちが、他の学校にプールがあつて、片一方がないというので、市町村行政としてはやはり全体にプールをつくらなければならない。あるいはある学校にプールがないわけにいかない。しかし、小規模学校においては生徒数が少ない。りっぱなプールというわけにもいかない。そこで簡易プールといいますが、その金をかけないで、川の水をせいで簡単なプール、そういうもので、あまり金をかけないで設置をしてほしいという要望が僻地の小規模学校にある。体育局長どうですか、それに対する若干の、たいした補助は要ら

ないと思うのですが、いわゆるプールに対して簡易プール構想というものはどうだろう。いかがですか。

○滋谷政府委員 プールは構造上非常にむずかしい問題がございまして、現在簡易プールとして外ワタをアルミニウムで、それから中に塩化ビニールシートを入れて、そういう簡易プールがいろいろな業者で開発されつつございます。耐用年数が十年というところで、特にこの中に入れます塩化ビニールシートは、実績によりまして、三、四年でかえなければならぬということ、結局現在のもので、長い目で見ると、かえって不経済だ。それから国庫補助の対象事業でございまして、やはり相当の耐用年数が必要であるというふうなことで、現在簡易プールは補助対象にいたしておらないわけでございますが、ただ、いろいろな大きな会社がいまそういう面で非常に鋭意研究いたしておりますので、その耐用年数ももっと長いのが開発されますれば、ぜひ補助対象にしたい、そう考えておるわけでありまして。

○山中(吉)委員 わかりました。技術が改善されて、少なくとも十年くらいの耐用年数があれば、簡易プール補助なんということも学校を差別しない点から非常に必要ではないかと思うので、検討してください。これ以上申し上げません。

次に、教員住宅、きょうはみな施設補助のことについてお聞きしますが、教員住宅について再検討すべきものがあるのじゃないかと私は思うので、お聞きしたいと思うのですが、僻地の教員住宅というものが補助対象として初めて制度ができた。僻地には教員住宅があらちちらにできておるわけですが、どうも補助が少ないということもあると思えますけれども、市町村が貧乏だから非常に粗末な住宅を建てる。使所も外に行かなければならない。ふも何かおけみたくないふも、寒いところにいると、もう防寒装置がない。都市で育って大学を出て、そうしていなかには住んで、教師の心理状態からいって合わないのです。そ

のいなかのずっとそこで大体育った人々に合う住宅は、都市で育った教員がそこに赴任して住む住宅にならないのです。したがって、行ってみると住宅がとてども寒くて住めないというので、あいている住宅がだんだんふえてきている。そうして、自動車が一方向に発達したために、三里、四里はむしろ自動車で通うというふうなこともあって、最もひどい僻地の教員住宅はだんだんと住んでいなくなっている、あき果たなくなってしまっている。ところが、逆にそういう僻地でなくて、その中間的な農山村に行きますと、そこには住宅補助政策はないのです。僻地指定校でない住宅補助政策はないために、その僻地学校の指定をはずれた、しかしボーダーライン付近には住宅がない。ところが、その先生が一番住宅難におちいっている。だから、教員住宅補助政策は再検討すべきではないかと私は考えておるのですが、教員の声を聞きますと、一つ一つの家はいいから、アパート式でいいから、アパート式で建ててほしい、一つ一つの町村に数校学校があるが、そこから通うようにして、できれば、その中の都市部の都會育ちの先生も矛盾を感じないで、一軒一軒建てて、雨漏りがしたり、風が吹き通して寒くてしょうがないというふうな建物でなくて、わりあい水準の建物を建てて、そのかわりアパートでいい、合宿、合同住宅でいい、そこから通うというふうにしてもらうことが一番望ましいという声がある。民間で下宿すると一万、一万五千、二万円取られるわけですから、そういうことからそういう要望が出ると思うのですが、これは検討に値するのではない。文部省でそういうことにお気づきになって検討されておるならば聞きいたしたいし、なければ実態の変化を調査される必要がある、そして対処される必要があると思うのですが、いかがでしょう。

○安嶋政府委員 僻地、離島、それから過疎地帯、豪雪地帯等におきます教員住宅の不足戸数、これはかなりの数にのぼっておるわけでございまして、四十七年度の不足戸数といたしましては約一万六千戸という数字が出ております。この中で町村独自の努力によって解消されるものも若干あるかと思いますが、補助計画といたしましては、そのうちの一万一千二百戸を対象にいたしまして、四十七年から五十六年までの十年計画で補助をしたいという計画を進めておるわけでございまして、本年度予算におきましても、千戸分といたしまして八億二千百万円余を補助金として計上しておるわけでございまして、この運用の実態から申しますと、最近この補助金に対する要請が若干下向きになっております。それから報告によりまして、この住宅だけではございません。公立学校共済組合におきましても、市町村に對しまして教員住宅の建設の資金の貸し出しをやっておるわけでございしますが、それによって建設された住宅にもあき家がぼつぼつ出てきておる、あるいは学校教員以外の町村の吏員等が住んでおるような事例があるというふうな監査報告も出ております。実態としてはそういう問題点が最近やや目立つわけでございします。

たゞいま山中先生御指摘の点でございますが、教員住宅は補助金といたしましては僻地、過疎地帯等の学校に勤務する教員の住宅ということでございしますが、建築の場所につきましては、格別制限はいたしておりません。したがって、僻地の当該町村以外のところに町村が建てたいということでもございします。私もそれをチェックする考えはございません。

○山中(吾)委員 半分くらいはおわりのようですが、せっかく建てた教員住宅に役場の吏員が入っているとか、あいているというところ自体が、いま私の申し上げたとおりに、その住宅が粗末で入らないのです。都市育ちの教員が住むには適切な内容じゃないのです。そして一方に自動車で通うという手があるものだから、だんだんあき果たってきておる。したがって、いまのように僻地住宅という考え方もは少しはうまいのじゃないかと私は思うのです。むしろ中間僻地が一番困っているのですから。しかし、その考えを

変える以前に、いま局長が言ったように、僻地の教員の住宅も、それより少し離れたところに建てることもできるというならば、合同住宅を建ててやるということが一番救われるのじゃないかと思うので、その辺はもう少し調査をされ、原因を調査される必要があると思います。そして喜んで活用できる住宅を、せっかく補助を出すのですから、建てる必要がありまして、いままでの行き方では、もうすでに状況が変化しておると思うので、これは再検討してください。私は理想からいえば、国鉄の職員住宅のように、駅をつくるということ、同時にその内容に職員の住宅を当然含んでおる。駅の建つところですから、教員の僻地からいって非常な便利にはずさず。教員の僻地というのは、国鉄の駅から十里、二十里、中に入ったところに建てる。そこに住宅も与えないで校舎を建てて教員を赴任させるというところに教育政策の貧困があると私は思う。国鉄は明治の最初にそういう習慣をつくらせて、駅をつくるときには必ず住宅をつくる。そして、そういう駅の計画といえます。設計の費用の中に、すでに住宅が入っているような習慣ができたので、いまのような日本の国鉄ができたのであります。教員の場合については、校舎は建てるけれども住宅は建てる。僻地に行つたならば、部落の三分の一くらいしかふろはない。もらいぶろに行つてもそのふろは川の水を入れておるのですから、都市で育つたものとはとてもたまらない。そこに行つても欲求不満があつて、僻地の教師が教育に精神を込めるといふ条件がない。それに対する何らの同情もなく、理解もなく、僻地に行つた教師は使命感を持てない政治家は、少なくとも住はもつと考えるべきである。一応僻地の教員住宅制度はできたけれども、いまのように実態に合わないようになっておる。教員住宅はぜひしてやらなければならぬと考える。実態に合うように再検討するべき点が非常にふえてきたと思うのであります。思想としては国鉄と同じように学校建築の中に、その定員の五割

あるいは七割くらいまでをめぐとした教員住宅を充足してやるというふうな思想が理想だと私は思う。転動をするのですから合同住宅でいいと私は思うので、とにかく喜んで住める住宅をつくってやるということをやぜひ御検討願いたい、いかがですか。

○奥野国務大臣 いろいろお話を伺っていますと問題があるようでございまして、まず実態を私たちのほうでもっと明らかにしなければならぬのじゃないか、かように考えるわけでございします。僻地の問題につきましては、僻地全体の環境を整備して文化的水準を引き上げていく。その間に教員が安心して教育に熱意を傾けられるようにその方々の住宅環境を整備するということが大切だということ、よくわかります。実態はそうならないというお話、これもよく調査をさせていただきますかと思ひます。私たち、教員全体の処遇の改善、これに最大の力を置いておるわけでございします。それで、そういう考えからこの問題を取り上げることであればなという気持ちも持つておるわけでございします。まず実態を明らかにしながら研究を進めさせていただきたいと思ひます。

○山中(吾)委員 御検討してください。御希望申し上げておきます。

次に、やはり僻地の教員の施設補助の一つの問題として託児施設の問題であります。いま女教師の一年育児休暇法を何としても成立せなければならぬといふ、全党が賛意を表してこの法案がすでに準備されておるようでありまして、僻地に赴任をする小中学校の先生で、赤ちゃんが生まれますと、その地域に医者がないのですから、生まれたときから三、四歳までは非常に危険を感じてそこで育てるということができないと考えておる先生がだいたいあるわけです。その付近の小都市の医者のおところに月二万円くらい委託費をかけて預けておる。小学校に入る時分に手元に寄せて、自分の分校、僻地の学校に入れておる。三、四歳までは預けておるというのが実態なんです。

そこで、祖先からそこに生まれて育つておる人は、お医者さんがなくても心理的に不安は感じないのです。都市から赴任した先生からいへば、どうして赤ちゃんとそこに置いておくわけにいかない。急病になったときにはどうにもならぬ。薄給から委託費を出して託児をしておるといふものがあります。そういうことを考えるときに、教員のための託児施設というものを、一つの学校ごとでなくして、一つの市町村に夫のある女教師が十名とか十五名おるといふことであれば少くとも赤ちゃんと四、五名あると思うのです。そういう点を検討されて、共同で安く子供を預かるところの託児施設を補助政策としてやらなければいかぬのじゃないかというのを私は痛感しておるのです。これはいかがでしょう。

○安嶋政府委員 いま僻地教員の問題として問題を提起されたわけでございます。広く申すならば、これは其かせぎの勤労者全体の問題であらうかと思ひます。考え方としては、国の福祉政策として、厚生省がそうした需要に対応するため保育所というものを設置しておるわけでございまして、そうした保育所の整備あるいは増設に期待する。そういう考え方、それから一方山中先生御指摘のように、使用者としての立場、これは都道府県の教育委員会あるいは市町村の教育委員会の立場から、教員の福祉政策として問題を取り上げていくという立場あるいは考え方、いろいろあるうかと思ひますが、かなり一般的な問題にも影響する問題でもございまして、考え方もいろいろある問題であらうかと思ひますので、その辺のところは今後十分検討していただきたいというふうに考えます。

○山中(吾)委員 厚生行政としてではなくて教育行政として、学校の所在するところは、御承知のようから、一つの部落があれば必ず学校があるわけですから、普通の行政問題としてではなくて、教師が安心して教育ができるというためには、ことに小学校は女教師が五〇%をこえているのですから、その教員構成の実態からいっても、教師政策として

託児施設を考える段階にきているのではないかと。たとえば電話局その他においては、女性が多いです。託児施設が完備していません。小学校の場合についても、五割以上が女教師なんですから、託児施設というものも育児休暇と並行して考えなければ、これは一般厚生行政じゃなく教育政策として考える段階にきていると私は思う。これはどうですか。

○安嶋政府委員 御指摘のとおり女教師が非常に多くなつておる現状から考えますと、教育にももちろん関係がないわけではございませぬけれども、問題はむしろ勤労者としての女教師自体の福祉の問題という面も相当大きな面であらうかと思ひます。ですから、そういう面はどう対処するかということになりますと、これはやはり国の厚生行政なり福祉行政とかかわる部分がかなりあるというふうに考えますので、そういう点も含めて今後検討していただきたいというふうに考えます。

○山中(吾)委員 局長の思想に私は満足しないのだが、純粋に教育政策として取り上げる問題と思つておるのだけれども、これはまた次の機会に残しておきましょう。

次に、学校統合に関連しての問題ですが、過疎地帯における学校統合というものを文部省において奨励政策として取り上げ、市町村においても財政的な立場からこれを無理にやろうとする思想も実はある。それに対する弊害を私は痛感しておるのですが、その論議は論議として、学校統合に結びつける補助思想、統合することを条件として補助する。この思想が、文部省においては大きく取り上げられておるわけですね。その場合に、小規模の学校より大規模の学校の方が教育水準が上がるのであつて、教育的に効率がよいから、したがつて、学校統合を進めるのだという、そういう単細胞的な思想に立っているのですか。統合を奨励する教育思想は何ですか。

○安嶋政府委員 統合を進めます基本的な考え方は、やはり学校教育水準の向上ということでございます。

います。

内容といひましては、先ほど申し上げましたように、ある程度以上の学校規模になりますと、特別教室の整備も比較的容易になる、あるいは専科教員の配置も認められる、あるいは事務職員や養護教員の配置というものも可能になってくるということ、小規模学校よりはるかに程度高まるといふのが、いろいろな点で教育の向上が遂行しやすいことが基本的な考えでございます。しかし、しからば大きくなれば大きいだけいいかといひますと、大きくなれば大きいだけにまた管理上マイナス要素というものも出てくるわけでございます。したがつて、文部省としては十二学級ないし十八学級が標準的な規模の学校であるということ、そうしたものを主に学校統合の補助金を支出していくということでございます。

○山中(吾)委員 小学校、中学校を一緒に考えているのは間違ひじゃないですか。中学校の場合は学科担任だから、一番専門の学科を二学科担当していけば確かに教育効率はあがる、一番得意の学科を一つ教えていく先生によつて編制されればね。したがつて十七、八学級、二十学級というのは一人の教師が二つの学科を持つ必要が時間数からいってないから、私は学校統合のほうがいいと思ふのです。小学校は複式でない限り六学級以上ならば七、八学級が一番教育規模としては適切ではないかと私は思ふのです。中学校と小学校、学級担任の小学校と学科担任の中学校との適正規模は違ひのじゃないか。それを一律に統合して大規模にすれば有利だといふ考えは、教育的立場でなく、安上がり教育思想の上に立っているのではないかと。そうじゃないですか。

○安嶋政府委員 教員配置の問題は、ただいま山中先生御指摘のとおり、中学校の場合に特にそうした効果が顕著かと思ひますが、小学校の場合でも、さつき申し上げましたように、音楽とか図工とか体育等につきましても、専科教員の配置というやうなことを考えますと、やはりある程度規模

がまとまつたほうがそうした配置が理想に近づくと。いうことがあつてございまして。これは配当した考え方をとつておるわけでございまして、しかし、一方経費の合理化という点もこれはないことではないわけではございまして、一定規模でございすれば、全体として非常に合理的な、効率的な経費の支出が行なわれる。これはそれだけを目的にして学校統合を推進するというところでございまして、安上がり教育というやうな批判を受けるかと思ひますが、そういうことではなくて、全体的に教育水準も向上する、経費も合理化されるというところでございまして、私はそうした施策は決して間違ひではないというふうに考えます。

○山中(吾)委員 時間が来ておるようですから、重複しないように予定のものだけかけ足で聞きましよう。

小学校の場合については、私は複式でない限りは、小さな学校で子供たちが校長さんと接触できる規模が一番教育的だと思ふのです。小学校が十八学級にもなるのは適切じゃないと思ふのです。校長さんが子供と接触できないやうな……。

そこで、中学校はわかる。その辺をむやみやたらに統合させれば補助金をやるから、また町村長は補助金をもらいたさに無理無理合併するといふやうな奨励のしかたはやめてもらいたい。やはり教育的立場に立つて統合すべきものはすべきであり、無理に進めるべきでないものは進めないといふやうに、そのときに小学校と中学校のけじめをちゃんとつけてもらいたい。ことに小学校の場合に、ずっと僻地に参りますと、その部落が過疎地帯になつて学校を廃止して移す場合に、その部落が一つの山に取り巻かれた共同体になつているときに、学校が魂なんです。部落から学校を取つてしまふと部落は全部移転したほうがいいと思ふ。学校だけ取つてしまふと、その部落の生活は成り立たない部落があると思ふのです。学校だけを取り除くなら、全体を移転さす行政のほうが正しいと思ふ。したがつて、廃止統合する場

合に、いままでのような考え方でなくて、よろず屋教育形態でいいから、知識の量を与えるよりも、勉強のしかたとか、勉強に興味を持つことを中心とした僻地の独特の教育原理を発見をして、残すべきものは部落に残すべきではないか、なくするときは部落全体としてなくすべきであるというところがあると思うのです。そういうふうな、統合についてもたまた財政的な立場で画一的にやるのは文部行政としても間違ひである。自治省のほうではそんなこと考えないかもしれないが、文部省においてはそういう考え方でチェックすべきものはチェックをしてやってもいい。これは意見として申し上げておきます。非常に大事な問題だと思ふので申し上げておきたいと思ふのであります。

そのときに、統合について一番問題になるのは、子供たちの通学距離である。この通学距離の関係から通学バスを購入する。これに対して文部省は補助を出して、非常にけつこうだと思ひます。しかし、通学バスに補助をしても、そのバスが安全に通る道路がない。市町村道路が大部分であり、路幅を拡大をしなければ、ときには橋をかけ直してやらなければバスは通れない。したがって、文部省のほうにおいて統合に対してバスの手当てをしておられるけれども、私は市町村道路に対して、通学道路といふか教育道路といふか、そういう道路構想を立てて、文部省が市町村道路の改修その他の補助制度を同時に提案をすべきであると思ふが、いかがですか。

○安嶋政府委員 実は二年ばかり前でございますが、この委員会でも山中先生から同じような御質問がございまして、私はその実態を調査するといふことを申し上げたわけでございまして。その調査の結果、若干のことがわかったわけでございまして、四十七年、去年の三月三十一日現在のそれがまとまっております。通学用の自動車でございますが、市町村の教育委員会がみずから所有をして運行しておるものが九百五十一台、それから民間に委託して運行しているものが四百五十台、計約

千四百台のスクールバスが運行されておるといふ実態が明らかになりました。それから、それが運行されております道路の総延長でございまして、一万三千八百キロメートルということでございます。これはスクールバスが運行いたしております道路のすべてでございまして、若干の国道、県道も含んでおりますが、大体は市町村道だといふことでございまして、そうした実態が明らかになったわけでございまして、建設省の道路局のほうにこうした実態を持ち込みまして、スクールバスが運行する路線につきましては市町村道の整備を特に優先的にやつてもらいたいという申し入れを私どものほうの局からいたしております。建設省におきましては、これはまだ案のようでござい

ますが、四十八年度から第七次の道路整備五カ年計画を策定したいといふことでございまして、木橋のかけかえでございまして、舗装率の引き上げでございまして、あるいは路幅の改良でございまして、そうしたことをスクールバスの路線について優先的に配慮していただきたいといふことでございまして、したがって、この通学バス路線の道路につきましては、そうした建設省の施策の進展に私どもも期待をし、お願いをしていきたいといふことで、今後もしつづいた問題につきましまして、十分連絡をとって進めてまいりたいといふふうに考えております。

○山中(吉)委員 建設省の地方道課長来ておりますか。その辺のひとつ現在の考えをお聞きしたい。○高木説明員 中学校等の統合に伴いますスクールバス路線の整備の問題でございまして、これは従来ともてういった御要望につきまして十分承っております。特に地方道の整備がおくれたところが多いわけでございまして、県道等につきましまして、従来もそれぞれの管理者でございまして都道府県から出てまいりましたら、これを整備を促進しておるわけでございまして、問題の市町村道、これが約八千キロばかりスクールバス路線としてあるようにございまして、これにつきましては従来、

市町村道の国の補助事業というのは非常に規模も小さいわけでございまして、山村とか過疎等の特殊立法に基づくものをおもにやつておったわけでございまして。最近ではそれでは非常に困りますので、広域な生活圏を形成します上のいわゆる生活道路としての市町村道につきまして大幅にこれを補助すべきであるといふことで、市町村道の補助事業につきましても特にこの第七次の道路整備五カ年計画では大幅に取り上げていくことにいたしております。四十七年度からそういう特殊立法以外のいわゆるスクールバス路線等の生活路線につきましても、補助対象として若干進めております。四十八年度はさらにこれをふやまして、この四十八年度からの五カ年計画で大体、問題の路線の木橋等は、スクールバス路線については優先的に取り上げてまして整備を完了したい。それから改良あるいは舗装等についてもできるだけ重点的に実施していきたい。それぞれの管理者でございまして市町村より、都道府県を通じて要望が出てまいりました場合は、できるだけ採択していくように努力してまいりたいと思ひます。

○山中(吉)委員 道路です。建設省の予算といふふうには常識があるのですけれども、私は農林省においては林道といふものがあり、百分の五十から百分の六十五の補助がある、それから農免道路もあるし漁港関連道路もある。そういうふうな事業に結びついて他の省でも道路予算をその行政の範囲で要求しております。最近厚生省に、自然歩道といふものもあります。そういうことから文部省も学校教育の発展のために学校を統合して教育道路という構想を持っていいたと私は思ふのです。そして教育予算として三分の二の国の補助を受ける。市町村は国道と県道しか補助がないものだから、国道昇格、県道昇格にやっきになって困っている。その市町村をよくするにも、学校の通学道路といふものは名目ができれば私はずいぶんと役に立つし意味があると思ひます。

ところで文部省自身は、これは道路だから建設省にお願いするという態度なのか、堂々と教育政策として市町村のバスの通るところ、バスは通らなくても子供が通る学校に近い千メートルくらいは歩道をつくって、並み木をつくってやつて、並み木の中を子供が通学できるような教育道路構想を持つていけるべきじゃないか。こういうことを言う、前にも私が提案をすると、道路ですから建設省の予算でありますと答弁したことがあるが、私は憤慨をした。なぜ教育政策としての着想を持たないか。いま地方道課長の話では、非常に理解のある話でありますから、よく相談をされて、教育道路として、教育行政予算として、農林省の林道と同じ構想で出していけるべきじゃないかと私は思ふのです。建設省ではどうお考えになりますか。

策として市町村のバスの通るところ、バスは通らなくても子供が通る学校に近い千メートルくらいは歩道をつくって、並み木をつくってやつて、並み木の中を子供が通学できるような教育道路構想を持つていけるべきじゃないか。こういうことを言う、前にも私が提案をすると、道路ですから建設省の予算でありますと答弁したことがあるが、私は憤慨をした。なぜ教育政策としての着想を持たないか。いま地方道課長の話では、非常に理解のある話でありますから、よく相談をされて、教育道路として、教育行政予算として、農林省の林道と同じ構想で出していけるべきじゃないかと私は思ふのです。建設省ではどうお考えになりますか。

○高木説明員 先ほども申し上げましたように、道路というのは一般公共の用に供します場合に、やはり一元的にこれを整備することが一番いいわけでありまして。特に構造その他が同じでございまして、スクールバスも通りますようないわゆる自動車を通る道路につきましては、国道、県道とあわせて、末端の市町村のものを、一元的に実施するといふことが非常に理想的でございまして。特にできましたあとの管理の問題等につきましても、道路管理者であります市町村、それから県道等につきましましては、県の道路関係の担当部局が一元的にそういった組織も持っておりますので、この中で取り上げていくのがいいんじゃないかと思ふのでございまして。そういうことが時宜に適しています。具体的に実施できるようにわれわれも末端の市町村の補助事業を十分ふやすように努力いたしまして、従来できなかったものが今後必要に応じて積極的にできるようにいたしていきたいと思ひます。

○山中(吉)委員 建設省で通学道路といふのを取り上げる場合は、どのくらいの補助をするのですか。○高木説明員 改築事業につきましましては三分の二

でございます。

それから過疎地域の市町村に多かろうと思いがすが、そういったところにつきましては、過疎対策の措置法で県の代行制度というのがございす。これに取上げまして、代行制度でやりますと全額都道府県の負担でございすので、市町村の負担が非常に減るわけでございす。そういった方法で実施可能じゃないかと思ひます。

○山中(吉)委員　なお、参考にお聞きしたいのですが、岩手でバスを購入したが、バスを通す道路がないので何とかしたいけれども金がかかって困る。したがって、せつかくバスの補助制度があるんだから、何か安全にバスの通れるための市町村道路の改修、橋梁その他について国の補助制度がないかという要望があったので調べたことがあるのです。

一つの例を申し上げますと、岩泉町という町は、小学校が本校で十六校あるわけですが、分校が二十五校もある。岩泉町の面積は大体神奈川県近くあるんだと思うのですが、中学校も本校は十一校、それから分校が七校もある。それで、町では小学校は十六校を五校に、中学も五校にしたい、そしてバスですと運んでやろうという、まあ教育水準を上げることとかいろいろなことを考えて、これには細部の批判はありますが、そういう構想を持っておる。ところがこの町の総予算が四億六千四百四十万、これは四十二、三年で古いですが、道路を改修するのに一億四千万も要する。もうその市町村の財政からいいますとたいへんである。市町村道ですらないところは道路をつくってやらなければならぬ、これはどうしてやれないですね。教育政策からそういうことを考えますと、やはり通学道路という名目を明確にして、バスを持ち得る場合については優先的に教育道路として、国が三分の二補助であればいいと思ひますが、これをしてやらなければ解決がないんだ。同じような部落はたくさんあります。

そういうことを考えますと、学校統合が適当であるとして市町村がやる場合、そうでなくても通

学道路として改修する必要のあるものについては、あまりむずかしい条件をつけないで国が十分の手当てをしてやるということが非常に大事であり、市町村行政からいっても、教育中心の共同体が僻地においては一番いいわけですね。産業などもう興へない、人を育てる以外にないので、それから、そういう自治体のあり方も考えて、私は非常に重大な政治課題だと思ひておるわけですね。したがって、文部省がそういうビジョンを持つことが一番いいのではないか、そのくらいのビジョンを持たなければ文部省の資格はないと思うのだが、それはそれとして、建設省が道路行政としてそれを遂行していく場合については、文部省側が取り扱うのと同じように優先的に取り扱うことができるのですか。

○高木説明員　先ほどから申し上げておりますように、スクールバス路線の整備ということ、第七次の道路整備五カ年計画の中の市町村道の整備につきましては、特に重点点でとらうということに柱を出しております。したがって、全体の総ワクの中からもこれに必要なものにつきまして十分積み上げまして、そういう御要望の出ている路線につきましては優先的に採択していこうという基本的な姿勢でございす。

○山中(吉)委員　文部大臣、こういうやりとりをしておるのですが、これは建設省で取り上げるとは言っておられますが、ぜひ実現したい課題だと思ひうので、文部大臣としても御意見を聞いておきたいと思ひます。

○奥野国務大臣　学校の統合の場合を中心にしてお話しをしていただいておりますが、総合的にそれができますように、文部省がバスの購入費に對して補助までもしているわけがございすから、バス路線の整備につきましても関心を持って統合が円滑に進むようにしなければならぬ。少なくとも全体計画をとりまして、道路整備の問題につきましても、建設省に予算が計上されましても、文部省からも建設省に對しましてその旨を申し出る、そして全体の計画が円滑に達

成されるように文部省も力を尽くしていかなければならぬ、こういう気持ちを持たせていただきまして、ぜひそういう方向で努力してまいりたいと思ひます。

○山中(吉)委員　最後に質問しますけれども、この文部省からいただいた資料の一番最後の「社会増地城の小・中学校の不足教室数とその応急措置状況」、これを見ますと、だんだんと不足教室数が減つておるのではなくて、小学校は四十年から四十七年にかけて、四十年の不足数が二千二百三十八教室が、四十七年には七千九百三十三教室にふえ、中学校は四十年の四百十六教室が、四十七年には千八百九教室にふえている。それで、年々不足教室が減つておるのかと思ひておるわけですね。これでは教育政策にはならない。子供の勉強する教室の不足がだんだんにふえておるのは、社会増地城の教育政策、公立施設の補助政策は、後退しておると私はここからいかなければならぬと思ひうので、これはぜひ一覽表を見たらうの一番最後が一番頭に残つちやう。これにいてはどうなんですか。だんだんふえる政策、ふえる政策ではない、皆さんやっておるけれども追いつかないのでしょうか。けれども、ずいぶんこれはふえておるのですよ。たった数年の間に三倍くらいふえておる。これでは教育政策といえないんじゃないだろうか。これはどうですか。

○安嶋政府委員　遺憾ながらそういう実態があるわけがございす。ただ結論だけ見ますとそういうことにはなりましたが、たとえば四十七年の五月一日現在におけるプレハブ校舎の数でございすが、小中合合わせまして四千二百四十六教室ということになるわけがございすが、四十七年度当初予算でもちましてそのうち二千二百四十四教室が解消されておる。四十七年度の補正予算がございまして、これで千三百四十一教室解消されている。同時に、四十七年度の町村の単独事業で四百九十六教室が解消されまして、計四千四百四十一教室解消されておる。したがって、四千二百四十六教室のうち二百五教室を除いては、四十七年五月一

日現在にあったものは一応解消されたということがございすが、四十七年度中に実はかなりの増加がございまして、それが二千五百教室以上のものが増加をいたしております。それが結局後年度に持ち越されて、現在に持ち越されておるということがございす。現存するものは解消するということが進んでおるわけがございすが、新たにそうしたものがあると発生をしてくるという事態に追いつけないということが現状でございす。ただ、昨年度前向き整備の年限を一年半から三年に延ばしていただいたということもございすので、そういう方法を活用いたしまして、前向き前向きという形で整備してまいりますれば、御指摘のような事態は徐々に改善されていくはずだというふうに考えております。

なお、先般もちょっと申し上げたわけがございすが、適正なと申しますか、適当な工事業量というものがあつたわけがございまして、たとえば一教室プレハブ教室があるからといって、一教室改築する、あるいは増築するということは実際上はなかなかやりにくいわけがございす。ある程度工事業量が多まりませんと、それは解消という方向に動いていかないというふうなこともございす。それからかなり大きな規模の学級数になりまして、行く行くは分離をして本建築をしたいというふうな場合がございす。これまたある程度プレハブ教室がたまってから分離新設をするというふうなこともございまして、すつかりなくなるということは実際上なかなか困難かと思ひますが、しかし、予算の事業量もふえておることでもございす。さつき申し上げましたような前向き整備ということも認められてきたわけがございすから、そういう方法を十分活用して今後解消につとめてまいりたいというふうに思ひます。

○山中(吉)委員　予算が足りないのので教室不足数がふえているのか、予算は十分大蔵省でよこすけれども、物理的にどんな人人口がふえてくるから、幾らやっても不足するのか、どちらなんですか。

○安嶋政府委員　実は、小中学校予算の六割ない

し七割を、児童生徒急増地域に充当しておるわけでございます。予算の額といたしましては、私ども要請があれば出すようなこととしておるわけでございますが、実際問題として、たとえば土地の手当がつかないといったようなこともございませう。そうしたことで、それからまたさつき申し上げたような理由もございまして、そういうことがいろいろ重なって、残るものは残るし、またそれ以上人口の特定地域への集中が激しいものから、またそれが解消した以上あるいは同じくらいふえている、こういうような事情があるわけでございます。

○山中(吾)委員 大体公立文教施設に関連をして、補助政策について現在問題になっているようなことをお聞きしたわけであります。何か全体としては、時代の進展あるいは教育の考え方とマッチして補助政策がずっと進展するのではなくて、別々に動いておるような感じがするのです。その点なおお互いに検討したいと思うのですが、最後に文部大臣にお聞きしたいと思ひます。

学校の施設、土地の購入その他も含んで、大学、幼稚園まで含んで、とにかく必要な教育施設をつくるについての財源問題として、教育の効果は未来にあらわれてくるのですから、いま税金で足らなければ、これこそ私は国債を財源に充当して、そして施設設備を完備して、効果の出る時分の国民の税金でこれを補うということが妥当じゃないかと思ふ。ところが、財政法では、何か道路関係その他以外は赤字国債と云つて、大企業の利益と結びつく道路関係その他の建設国債だけが赤字国債でないからこれは妥当であるが、学校施設などは赤字国債としてなかなか財源に用い得ない思想があるように思ふのですが、私は、これこそ教育施設は、なければ国債を使つて、そして未来に効果を期待するものとして妥当じゃないかと思つておるのです。なければ国債を要求して、建てるものはどんどん建てて、いったらいいと思うのですが、自治省出身の専門家の大臣ですから、これはどうですか。私の考え間違つていませんか。

○奥野国務大臣 おっしゃるとおり、必要な学校建築に要する財源、十分なければ起債制度を使つて積極的に整備していくべきだ、かように考えます。また地方債につきましても、そういう考え方で、小中学校、高等学校、幼稚園、起債によつておるわけでございませう。国のほうも国債を発行する対象に学校建築も入るわけでございませう。したがひまして、制度的に学校建築が起債を使いにくいというところはないわけでございませう。

○山中(吾)委員 わかりました。終わります。

○田中委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 この法案を出す文部省としては、私の想像するところ、相当な自信と誇りを持って法案を提出しておるのではないかと思います。そういう点では私は敬意を表するものであります。が、しかし、いろいろ考えてみればまだ問題点はたくさんあり、不満のあるところが指摘されるわけであります。何と云つても私たちの頭の中には、こういうものを評価する場合の基準というものがある。昔ながらのものがあつたような気がいたします。戦前の学校は、津々浦々校舎のないところはないんだという単純なものが日本の教育の誇りだつたわけであります。それは確かに教育の普及という点で誇りだつた。それで、したがつて校舎だけあれば、教育はもう足りるんだというように考え方をもち、日本の教育は出発をしたように思ひます。

それから、戦争でもつて校舎はあらかた焼かれて、あるいは荒廃して、これを建て直すためにずいぶん国民が苦勞したわけであります。しかも、六・三制という新しい制度が出て、経済的にはどん底にある日本人が、まず校舎をということでは非常に苦心をいたしました。

また今度は急増期に入りまして、校舎の増築、青空教室を解消するとか、すし詰教室を解消するとか、考えてみれば、大臣は百年の日本の教育といふのは非常に進展をした、こうおっしゃるけれども、ある面からすれば、校舎というものが教育の一つの概念になつて、そのことでもつて終始

したとも言えるわけですね。そういう点から見れば、校舎を建てるのが、従来三分の一しか補助がなかったものが三分の二になる。あるいはそのほかいろいろな条件がよくなつてきたというようなことを考えれば確かに大きな進展だと思ひます。また、いかに文部省が要求を高くいたしましたも、大蔵省という壁があつて、いつもその壁を突破することができなくておつたのですが、そういうものが徐々に昨年度あたりから突破されてきておる。現在でも一つの喜びを感じながら、将来にますます希望が持てるような点からすれば、この法案に対して私は文部省当局は非常な自信を持ち、誇りを持っておると思ひます。そういう点は理解しなければならぬと思ひますが、しかし、先ほども大臣もおっしゃつたように、教育環境といふものはもつともっと充実したものでなければならぬ。おそろくそういう夢が文部省もあると思ひます。あまりにいままで、校舎があればいいんだ、机、腰かけがあればいいんだというようなものだけから教育が見られがちなんです。もつと夢を国民自体にも抱かせるような、この際こういう法律を出すと同時に、私は文教行政という立場からこういう夢があるんだ、これの実現に向かつて努力をするんだというものがほしい気がいたします。で、そういう点から質問をしてみたいと思ひますが、われわれにはまだ知られておらない文部省の夢というやうなものを基礎にして、ビジョンを基礎にして、文教施設の現状というものはどうであるか、この際、その点も御説明願ひたいと思ひます。

○奥野国務大臣 いまお話しただきましたように、校舎が整備された、これだけでは学校の内容は充実していない、まことにそのとおりだと思ひます。しかし、いすれにしましても、量的な発展、これは相当なものだと思ひます。義務教育でございませうだけに、どの地域にありましてでもナショナルミニマムは確保しなければならぬ。この国庫負担制度がそれに大きく役立つた、かように私も考えておるわけでございませう。しかし、かりにそ

ういう設備の問題にいたしましたとしても、内容的に十分整つたかどうかということになつてまいります。校舎はできたけれども、特別教室、教材その他の面につきましても、今後なお一だんと努力しなければならぬ。そのことが、施設の点につきましても基準を二割引き上げるといふような措置をとつたところにも出ておるわけでございませう。

同時にまた、何と云ひましても、教育の基本は教師にあるわけでございませう。教師そのものの内容、意欲、そういうものについて全きを期していかなければならぬ。そういう事柄が、私たちが今後さらに大きく努力をしていかなければならぬ中心点ではなからうか、こう考えております。

○小林(信)委員 大臣というのは、どの大臣も抽象的な答弁で終わりがちで、だからあまり大臣の答弁に私は期待をするものじゃないのです。決してあなたを評価してはいないわけじゃないのです。私は決してきょうは教育の内容とか教材とか、そういうものでなくて、施設という面で、文教施設という面です。最初申しましたように、教育というのは学校だ、校舎だといふふうな概念さえあるくらい、日本の教育といふものは非常に進展はしておりますけれども、大かたの人たちには非常に素朴に考えられておるのです。そういうものをやばりこでもつて改めさせなければいけない。どうもいままで三分の一を二分の一にするというやうなことだけが、文部省の施設設備の努力点であつたやうな気がするのですが、そういうものでないといふことが盛ら上がつてこない。だからもう施設の問題に限って、私は文部省にどういふやうなビジョンがあり、そしてそのビジョンからすれば校舎のあり方はどうであるとか、そういうやうな専門的なものをお聞きしたい。いまやうな大臣の答弁だといふと、何にも生まれてこないわけなんで、ひとつそういうものをきょうは十分承りたいと思ひます。

この施設に持つていっていただきたい。三分の二から二分の一になり、今度は三分の二になる。確かにいままでの文部行政の中ではこれが大きなイバラの道であって、それを突破するあなた方とすれば、大いに自分たちの努力を評価してもいいと思います。いいと思いますが、大臣が所信表明の

中で言われておりますように、日本の今日の発展というものが、日本の教育百年の成果であるとするならば、それほど効果のあったものだとするならば、私は教育にもっと投資をするような積極的な施策がなされなければならぬのじゃないかと思ふ。

この際、私は大臣に一言聞いてもらいたいと思ふのですが、功罪はともあれ、今日の、経済成長を謳歌しております、その経済成長の力というものは何であるか。企業家の金の力とか、あるいは科学技術とか、あるいは諸政策、政治的な力、こういうふうな簡単にとらえておりますが、教育に關係する者が、あの終戦直後全く荒廃した中で、まず校舍を建て、国民ひとしく教育するのに努力をした。そして高等学校に進学する率なんとこのころまでは、全くわれわれが想像できなかったところまで及んできたのです。それは決して経済成長の計画したものじゃありません。今後日本は文化国家で行くんだという大号令を国民が出したから、ああいうふうな人間育成ということに努力したわけでありませう。そうした人間の素質を高め、人間の教育を充実してきたことが、私はちょうど経済成長政策に合ったのじゃないかと思ふのです。人間を利用したか利用されたか、そういうふうなことは問題外として、決して将来の経済成長政策というものを考えなくても、そういう常時の備えがあったからこそ経済成長というものが私は出たと思ふのです。私は、そういうふうな教育の評価をしていかなければならぬと思ふのですが、そういう面から見たら、今日のような施設に対するまことにつましい欲望でなく、大きな夢を持って、あなたが所信表明の当初にこう書く以上は、私はいまのような考え方を、施設を充実する面でたくさん持っていただかと思ふのです。全国の経済的に不如意な市町村もあるいは豊かな市町村も同等に見た三分の一適用、二分の一適用では、私はもういけないと思ふのです。もっと財政事情に応じて配分をするような、そういうことが施設充実の政策の中に出てこなければいけ

ないのではないか。いつかこの法案に対してのだれかの質問の中に、この法律の名前を変えろという人がありました。というのは、これは補助をする、何かこの法律から受ける印象では、この法律によって全部施設を充実してくるようなことになっておるけれども、わずかな補助を出すことをきめる法律ではないか、だから、補助をする法律というふうな名前を変えろという皮肉を言った先生もあります。全くいまの教育事情と教育の力というものを考えるならば、私はもっと、全国一律に三分の一を適用する、二分の一を適用するのではなくて、状況に応じては、それは急増地域に對して三分の二というものは出ておりますけれども、それぐらいにしなければ、ほんとうに恵まれた、機会均等の教育行政が出てこないのではないかと思ふのです。そこで、いまのような夢をもつと持つべき時期ではないかということを私は忠告など言つて申し上げたいのですが、そういう点を申し上げまして御理解をお願いしたいと思います。

しかし、それは言つても、教育の施設充実のための予算というものは、たいへんに最近ふえてきておると思ふますが、ほかの公共施設の費用のふえ方、経済成長の中でほかのものはずいぶんふえているような気がいたします。しかし、教育もそれに負けることなくふえておるのか、私はそういうところについて一つの基準を置いて施設費のあり方というものを検討したいのですが、資料があまりし

たらお話し願いたいと思ふます。

○奥野国務大臣 お話のように、公立文教施設の整備は、教育環境の改善をはかり教育水準の向上に資するという見地から、年来努力も重ねてきておりますし、したがって、相当な成果をあげてきておる、かように考えておるわけでございます。児童一人当たりの保有面積によつてその実情を見ますと、十年前に比較して小学校で三〇%、中学校で七七%の増加になっておりまして、大幅な改善が行なわれているわけでございます。また、建物鉄筋化の状況について、十年前との比較で見ると、小学校では一五%であったものが

五二%になっております。中学校では二三%であったものが五七%になっておるわけでございまして、鉄筋化も大いに進捗しているということができると思ふます。

もう一つ、他の公共事業との関係ではどうかというお話がございました。やはりこれも三十八年度と四十八年度、過去十年の予算の伸び率をたえて申し上げますと、治山治水では五・一五倍、道路整備では四・五八倍、港湾漁港空港では五・九八倍、住宅対策では八・二六倍、生活環境施設整備では一八・〇八倍、農業基盤整備五・二六倍、林道工業用水等で四・四一倍、調整費で六・四八倍、こうなっております、その平均が五・四五倍、一般の公共事業は五・四五倍でございます。

他方、公立文教施設費を同様過去十年について調べてみますと、昭和三十八年度が百三十億円でございまして、四十八年度は千八百二十億円となつております、八・三三三の伸び率を示しております。一般の公共事業と比べますと一・五倍になつておるというわけでございまして、平均の伸び率を五割上回つておるわけでございまして、特に四十七年度には対前年度三七%、四十八年度には対前年度四七%と逐年きわめて大きい伸びを示しておるわけでございまして、近年公立文教施設費予算は著しく充実してきておるということが言えると思ふます。

○小林信委員 いまの数字を承つても、教育施設の充実のために努力をしたあとというものはよくわかりますが、しかし、いまのように、私が申し上げるような、欲を申し上げれば、まだまだ十分でないし、しかも、そこには地域差というものがいまあつて、この充実をどうするかという一つの課題が出てきておると思ふます。そういう点に今後努力をしてほしいと思ふますが、いまも大臣が、鉄筋のことを具体的に話になりましたが、これなども、ただ地方自治体の考え方にかかしておくのではなくて、鉄筋にすることが奨励すべきことである、そのためにはどういう施策をするかというふうなことを、実はあなたの方が施設の政策

に對してどういうふうなお考えを持っておりますか。いまはあなたの方があまり口がきけないのですね、金を出すのが少ないから。だから地域の事情にまかして鉄筋あるいは鉄骨、木造というものがなされておると思ふのですが、そういうところにも、今後全国の施設を少なくとも鉄骨にするのだ、鉄筋にするのだというふうなことが、あるいは木造が好ましいという地域もあると思ふますけれども、そういう一つの夢を私は持っていただかと思ふのです。しかし、いま局長のほうからお話がありました、プレハブの校舎というものがまだある。あるいは私の聞いた話では、屋体を間仕切りをして教室に充てておるところもあるとか、青空はないでしょうが、そういうところもある。それほど急増過密地帯が、間に合わないような状態になつておる、そういう点が、夢どころじゃない、いかに最低限度のものを確保するかが問題になつておると思ふます。そういうところのま

ず第一番に考えられることは土地の確保でございます。こういう点については三分の二にいたしますというだけではたして可能であるかどうか、こういう点も伺いたいところでありませう、さらにそういう中で僻地集会所の予算が減つております。それから高等学校の定時制の校舎建築の費用が減つております。寄宿舎の費用も減つております。これはその必要性がなくなつてきておるから減つておるのか。そういうふうな全体が、量的にふやしていく率を上げていくという中でこういうものが減つております。その点をこの際お伺いしたいと思ふます。

○安嶋政府委員 幾つかお話があったわけでございしますが、最初の構造比率の問題でございまして、小中学校の校舎、屋体につきましては、全部が鉄筋鉄骨造になっております。その他僻地集会所、学校統合、危険高校、幼稚園等を含めまして公立文教施設の九八%が鉄筋鉄骨造でございまして、木造は二%ということでございまして、木造で積算をいたしておりますのは、僻地集会所と定時制校舎と幼稚園の三つだけでございまして、その他

の事項はすべて鉄筋鉄骨造ということになっております。そうした改善が行なわれておるわけでございます。

それから用地につきましては、これは御承知かと思いますが、単価を従来の平米当たり一万六千円から二万一千円ということで、約三三%強引き上げております。また買収面積も前年度三百六十三万平米を三百九十七万平米というふうに増加をいたしておる次第でございます。

なお、僻地集会所と定時制高校の予算の減額についてのお話でございますが、僻地集会所につきましては、前年度六万五千平米という積算でございまして、四十八年度はこれが五万平米ということでございます。約一万五千平米の減になつておりますが、これはこの事業の補助申請が年々減少いたしておりまして、実は四十七年度においても四万平米の申請しなかつたということでございます。したがって、四十八年度におきましては、申請しなかつた五万平米の積算をいたしておるわけでございますが、これで十分助成が行なえるというふうに考えております。

○小林(信)委員 どうも話がうまく合わないのですが、鉄筋の問題も私は決して屋体だけをさしたのではないのです。あらゆる小中学校の校舎、こういうものを鉄筋にするとか、あるいは木造を希望するところはこれしょうがないのですが、そういうふうなことが何か考慮されておられるかどうかをお伺いしたのですが……

○安嶋政府委員 屋体だけではなくて、校舎につきましても一〇〇%鉄筋鉄骨造でございます。その予算の配当をいたしております。

○小林(信)委員 それはいまやっていると申すように、いま全国の校舎が一〇〇%だというように私は聞いたのです。だから、したがって、いまの木造建築を、そういうふうな鉄筋にするような指導をしておるのか。そのためにいま局長がおっしゃった坪単価をどうという話がありました。その坪単価を三十分何%引き上げてあるけれども、現実の各地域でもって請け負われる場合の坪単価

というものが、はたして考慮されておるかどうか。これも相当地方自治体では問題にしておる。おそらくもって上げてほしいという要望があると思うのです。これは相当調査もされたようでございますが、これなんかも、何かそこに将来はこういたしますというふうなものがあつたらお聞きしたいし、それから土地の購入の問題も、ただ量を増やしたりあるいは補助をするというだけの問題でなく、要するにここに団地ができそうだと、そういう場合には優先的に、校舎をつくる場所というものは、その地方自治体が優先的にそれを確保することができるといふような、そういう条件まで備えてやらなければ適切なやり方じゃないと思うのですが、そういうことも問題になつておると思ひますが、何かお考えになつておいでになるならばお聞かせ願ひたいと思ひます。

○安嶋政府委員 ちよつと御質問の趣旨を取り違へまして、恐縮でございます。建物のこの鉄筋化の現況でございますが、小学校の校舎、屋体、寄宿舎につきましては、四十七年五月一日現在で鉄筋化されておりますものが五二%、中学校の場合はこれは五七%でございます。それから木造校舎は、御指摘のように依然として残つておりまして、小学校の場合は、全体の保有面積が六千九百九十三万平米あるわけでございますが、そのうち二千九百九十九万平米がまだ木造でございます。中学校は保有面積が三千五百八十四万平米ございまして、そのうち木造が千五百二十二万平米というところでございまして、いずれにいたしましても半分近い木造があるわけでございます。この木造は、いずれ老朽危険校舎というところで改築の時期になるわけでございますが、危険改築の場合の構造比率をいたしましては、鉄筋が九〇%、鉄骨が一〇%というところでやっておりますから、逐次この木造は改築の際には鉄筋化される、改築の際にはその全部が鉄筋化されるという予算措置になつておるわけでございます。

それから建築の単価でございますが、超過負担というやうな問題もございまして、小学校、中学

校の校舎の単価について申しますと、四十七年度、平米当たりでございますが、三万八千六百円であつたものを四十八年度は四万二千五百円というふうに、約一〇・七%引き上げておるわけでございますが、この内容といたしましては、三・四五%が超過負担解消分の二年分の一でございます。また物価の上昇に伴う分が六・六二%ということでございます。この超過負担の解消に伴う分は次年度分が残されておるわけでございますし、また今後物価上昇という問題もあるわけでございます。将来の四十九年度単価につきましては、当然そうしたものが反映されて新しい単価が策定されていくものと考えております。

それから学校用地につきましては、先ほど申し上げましたように単価それから取得坪数、それぞれ増加をいたしておるわけでございますが、御指摘のとおり、やはり先行取得ということが一番大きな課題かと思ひますので、そうした方面につきましては地方債その他でもって措置が行なわれておるわけでございます。文部省の補助金としては、先行取得という関係の補助金は現在では出ておりませんが、地方財政サイドでそうした措置が行なわれておるわけでございます。

○小林(信)委員 そういふ一つ一つの問題も、こういう機会にわれわれの要望というものを強く訴え、御検討をお願いしたいわけですが、時間がありませんから、問題点であるというやうな、そういう問題について、十分この際思い切つた予算措置やあるいは便宜をはかる制度をつくるやうなことが必要ではないか。そうして従来の一般国民が持つております、教育とは校舎であるというやうな単純なものから、もっとよい環境が、それが教育の場であるという、そういうものを持たせるやうにしなければいけないと思ひます。

もう一つそこで問題をお聞きいたしますが、先ほど高等学校の寄宿舎の要望が少なくなつてきたというお話ですが、一体その高等学校の寄宿舎というものはどういふところの生徒が使うのですか、どういふところに文部省としてはこれを把握されておりますか、お伺ひいたします。

○安嶋政府委員 補助要綱によりまして、内容といたしましては、僻地出身の高等学校の生徒または僻地学校に勤務する教員の子弟である高等学校の生徒を収容するための寄宿舎の新築または増築に要する経費というものが補助の対象でございます。

○小林(信)委員 まあ、高等学校も相当にふえておりますので、普通のところの子供たちは寄宿舎に入る必要がないことは当然でありまして、御説明がありましたように、僻地の子供だと思ひますが、寄宿舎をつくるというからには、相当そういう対象になる生徒が多いということですから、それども、私も調べたところでは、寄宿舎に入つて高等学校に通ふやうな場合には、大学に行くのと同じくらいの費用がかかるのです。そういう点も考慮しなければならぬと思うのですが、これは特別、文部省として考えることであるかどうかはわかりませんけれども、とにかくそういう子供たちです。その子供たちが、まだ大学生でない状態で、親のもとを離れて高等学校に通ふやうな場合には、何でも寝泊まりできればいいわというやうなものであつてはならないと思ひます。そこで生活をすすめるのですから、多少家庭的な雰囲気があつたり、潤いのあるものでなければならぬのですが、私、行つてみまして、かつての軍隊生活を思わせるやうな、ほんとうにがらんとした中で寝泊まりしておるのですが、こういう点、施設を充実するため

に大いに考慮をしてほしいやうな気がいたします。

私の調べたところでは、この僻地の子供が高等学校に行くのに、父兄から食べものや日用品を送つてもらつて、いまのところ大体月三万くらい現金で持つていかなければ寄宿生活ができません。それは寄宿の費用ばかりじゃありませんが、そういうふうに、僻地の子供たちは高等学校に行くにもなかなか至難な道だ。だから、私の県あたりで調べますと、僻地の子供たちで中学校を卒業して

高等学校に行く者が、ややよくなりまして五〇％です。全国の平均のパーセンテージから見ればはるかに低いわけですが、そういうところに支障があるわけなんですね。教育の機会均等ということが叫ばれておりますけれども、そうした不遇な子供もあるのです。せめてもっと施設の整備された、そして費用のかららない寄宿というものが考慮されなければならぬのじゃないか。この際、文部省は施設に対する考え方を一段高めて、整備充実に当たっていただきたい。私は第一番目にそのことをお願いしたいわけであります。

第二番目には、この法案審議の中でたいへん話題になりました例の補助基準面積二〇％の問題ですが、これがどういう面において実現されておるかお伺いしたいと思います。

○安嶋政府委員 今回、小中学校の校舎につきまして二〇％の基準改定を行なったわけでございますが、内容としては特別教室の関係が中心でございます。理科、音楽、図工、家庭等の特別教室の準備室を新設する。それから視聴覚教室、図書室の面積の増加をはかる。特別活動室、児童生徒更衣室を新設する。それから中学校の場合でございますが、教育相談室、器具器材等の収納スペースを確保する。また小中学校の小規模学校におきましては図工、美術等の教室を新設する。図書室については新たにスペースを設ける。それから五学級以下の小学校につきましても音楽教室を盛り込む。こうした関係が特別教室関係でございます。

次に、管理関係といたしましては、教員の更衣室のスペースを増加する。便所、洗面所の面積についても、保健体育審議会の答申を考慮してその改善をはかる。こういうことが内容でございます。やや具体的に申しますと、小学校の十八学級の場合でございますと、従来二千九百七十平米程度であったものが、今回の改定によりまして三千五百五十平米程度に増加をする。約二割増でございます。中学校でございますと、従来の基準で約三千七百六十平米でございますが、今回の改

定によつて四千四百九十平米程度に改善される。こういうことが十八学級の場合の内容でございます。そして、それぞれ学級規模に対応した改善を行なっておりますわけでございます。

○小林(信)委員 これとても、この法案を出すにあたっては、文部省の御自慢のところだと思ひます。確かに、いままでから考えれば、こういうような施設を補助の対象にするということは非常に進展をしたことであります。それはやはりわれわれがどこに基準を置かうかという場合に問題になるわけでありまして、高い基準を考へておるなら当然のことなんでしょう。しかし、かつては、小使室も便所も教員室も――教員室はどうか知りませんが、とにかくどこでも、必要なものすらも補助の対象にならなかつた時代がありました。廊下さえ考へられなかつた時代もあるのです。こんなのは、日本は財政的に苦しいからというふうなことで過ごしてきたわけでありまして、義務教育は無償であるというふうな誇り高い憲法を持てゐる国としては、考へれば情けなかつたわけでありまして、数多い学校を整備するためにはこれもやむを得なかつたのでしようが、いま局長が申されましたように、それが補助の対象になつたということは、従来から見れば非常な発展である。しかし、それは当然のことであるというところから考へれば、もっとこれをふやすべきではないかということもいえるわけでありまして、

と申しますのは、いま、これは一般の考へ方ですが、音楽教室、理科教室は一つあればいいんだ、こういう考へ方がまだ強く残つておるんじゃないかと思ひます。十八学級の学校であれば、私は音楽教室は一つじゃ足りないと思ひます。しかし、そんなことをいま言つたら、地方財政の面からもあるいは従来の考へ方からしても、それはぜいたくだと言ひかねないと思ひます。音楽教室を必ず使うとするならば、私は一つじゃ少ないと思ひます。あるいは理科の準備室、これもいままでの、最低限のものがあるという概念からすれば気がつかないのですが、一つじゃ足りないのです。そ

ういうふうな復数が要求されるのは当然なんです。そういう段階にも来ておるわけで、これに満足することなく、私はさらに充実をしていく必要があると思ひます。

そのほか加へてもらいたいものとして、こんなことは考へられるかどうか。最近女の先生が非常に多くなつてはおりますけれども、女の先生が子供におっぱいをやるというふうなことは非常に少なくなりました。しかし私は、いままでの学校のあり方からいって哺乳室というふうなものを備へるべきではなかつたかと思ひますが、その必要がないというので入れないのか、まだそこまではないかというのか。あるいは先生たちの会議をする部屋あるいは先生たちが休む部屋とか、そういうふうなものなどはこれに加へる必要はないのか、そういうところまでまだいかなければ、お聞きしたいと思ひます。いま私が前段に申し上げましたようなことも、御意見があつたら承りたいと思ひます。

○安嶋政府委員 実は、文部省の当初要求は約三〇％の基準の増というところでした。予算のワケその他の関係からして二〇％ということになつたわけでございますが、そのときの選択の基準といたしまして、やはり特別教室関係を優先させたいということで、管理関係が圧縮されておるわけでございます。

〔森(喜)委員長代理退席、委員長着席〕
したがいまして、小林先生御指摘の会議室でございますが、そういう管理関係の部分が従来とあまり変わつていないという点、やはり今後に残された課題であらうかと思ひます。

○小林(信)委員 私は、この補助基準面積二〇％というものは、校舎を建てる人たちがすればたいへんうれしいことで感謝しておると思ひます。しかし、私の考へ方からすれば、これは一般校舎建築の中に当然含まれるべきで、これから特別抜き出して二〇％という新たな存在にすべきではない。それくらい思ひ詰めて考へてほしいじゃないか。そして、もう一つ、いろいろな教育活動が

十分満たされるようなものにならなければいけないと思ひます。いま更衣室なんかを文部省でもつてことさらに声を大にして言うならば、私は異議があります。女の先生が体操の服に着がえるような場合に、小使室に行つて小使室でもつてやります。赤ん坊におっぱいをくれる場合に、これも小使室でもつてやる。おしめを取りかえるのも小使室でやる。そういう想像もつかないような状態でもつて先生たちの生活はなされておつたし、それから理科の実験をする場合の準備室なんというものもなかつたわけですよ。そういう中で仕事をしますから、実験をするようなことが非常におつたくなつて、薬品もある、器械もある、そして当然図解でなくて、実際実験をして子供に教へなければならぬもの、図解説明で終わつてしまふというふうなことになるわけでありまして、さらに要求するならば、こういうものをその生徒数に応じて二つも三つもほしいというところはそれを充実させてやらなければいかぬと思ひます。

屋体だつてそうですね。屋体をほんとうに必要とするならば、生徒数が五百人、六百人あるようなところが、あの規定された屋体一つでもつてほんとに雨天の体操場になるかといへば、私はならないと思ひます。いままで屋体を一般の人たちが見る場合に、集会所的な考へ方をしておつて、それがまだ抜けておらぬ状態なんです。ほんとうに生徒の雨天体操場、屋内体操場という形にするならば、まだまだ考慮する余地がたぐさあると思ひます。しかし、くれぐれも申し上げましたが、こういうところに努力をされた、発展をされた、施設のための努力というものは私は評価いたしますが、しかし、それに満足すべき段階ではない、こういうふうな思ひます。

それから、さつきちよつとお話が出てまいりましたが、さらに第四次の計画をされるというふうなお話でありましたが、いままでの五カ年計画というものを資料でもつて見ますと、五年分を四年間に達成しておるというふうな実績が出ております。これは一面、よく考へれば文部省の努力があつ

たから、あるいは地方の自治体の要望というものが強く、そういうものが合わさってそういう成果をあげたとも考えられるし、最初の見込みというものがそういう見通しがありなくて粗末であった、過小に評価しておったというふうなことも考えられるのですが、この第三次の計画というものがどういふふうな推移したか、まずお伺いして、そうすると今度は第四次の計画になります、その第四次は、ことし出発するのがあるいは新たに予定どおり来年から出発するの、こころにもお伺いをして、もし本年度から出発するというなら、何かそういうふうな計画があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○安嶋政府委員 三次計画の進行の状況でございますが、資料の三ページにもございますように、四十七年度末で九三%、四十八年度まで入れますと一二〇%という達成率になるわけでございます。この点については、ただいま御指摘がございましたように、当初計画に見積りの不足があったのではないかと、この点が確かになつて問題点でございます。私も、小中学校校舎の新増築事業につきまして、御指摘のような傾向があったと思ひます。これは再々問題になつておりますように、児童生徒の急増関係の需要がこの中に相当な部分を占めておるわけでございますが、その推計がどうもうまくいかなかった、結果的にはそれがやや過小であつたということが理由で、したがひして目標が一年早く達成できた、こういうことに結果的にはなつたわけでございます。そうした現実でございますので、私も四十八年度が最終年度でございますが、これを四十七年度で打ち切りまして、四十八年度から新しい第四次五カ年計画を充足させたいということで、今年度の予算をそういう前提で積算をいたしておりますし、今後ともそうした全体計画を前提にして事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

四十八年度以降の五カ年計画につきましては、将来の推測がかなり入るわけでございますが、各町村ごとに個々の調査票を依頼をいたしまして、

見込みではございますが、何年度にどういふ戸数の増加があつて、それに対応して児童生徒の数がどういふふうに入るかというところを、五カ年間の分を先取りをいたしまして数字を積算をいたしております。しかし、これも推計でございますから、そのとおり推移するかどうかということにつきましては、完全に自信があるわけではございません。これは事態の進行を見ながら、必要に応じて修正を加えてまいりたいというふうに考えております。

○小林(信)委員 ほかの委員からもこの問題についてはいろいろ論議をされて、全国知事会等の要求はもっと高いんじゃないのか、それを低く見たところ、この第三次計画というものは甘かつたというふうなお話もございました、いまあらためて局長から、急増地域に膨大な予算をとられたということも一つは達成年度を早めたということがあるというふうなお話もございました。そうすると、今度は文部省が予定をした急増地域を除く地帯が、その間非常に冷遇に取り扱われたことにもなると思ひますが、したがって、平等を欠くことにもなるわけでございまして、第四次計画に対してもう少し、早く達したからいいということではなくて、要望も強いわけでありまして、そういうものを満足させるような御配慮を願ひたい、こう思ひうわけでございます。

私の時間が一時間半くらいだと思つたら、私と前の質問者を合せて一時間半でございます。私にはそういう時間が許されないところでございまして、それから、もう一つだけ申し上げます。

危険校舎の問題ですが、ここに新しい委員長がおられますが、いい時期でございますのでお話し申し上げますが、前の前の委員長が昨年この法案を取り扱うときに、委員の意向というものを取り上げまして、委員長が修正案を出そうじやないかというえらい積極的な意向を示されたことがありますが、おそらく今度の委員長もその点では人後に落ちない方でございますので、そういう委員会の盛り上がりをしていただけたと思ひますが、確かに

に昨年中学校の校舎建築を二分の一にした法律を出しましたね。それに伴つて、そんな一つのものばかりではない、小学校にも、あるいは屋体にも、危険校舎にも適用すべきであるという強い要望が委員の中から出てまいりまして、それを委員長が取り上げて、それではひとつ超党派でもつてこの委員会では修正案を出そうじやないか。自民党さんのほうからはだいたいおしかりを受けながら委員長の決意をかたくされまして、断じて引かないという状態があつたんですが、そういうところが今回この法律が出される一つのきっかけをつくつたと思ひます。全部とは申しませんが、そのときに大蔵省のほうから責任者を呼んで、あなたとどこが理解がないからこういう状態なんだ、どうだというきつい質問をいたしましたときに、来年度、屋体につきましては必ず二分の一にしなすというふうな思い切つた回答をしましたし、屋体につきましても考慮するといふ話があつたんで、文部省の予算要求の中には確かに十二分の五というきつめではあります、要求が最初はあつたと思ひます。と同時に、四千五百点も五千点にするという要求もあつたように私は聞いておりますが、そういうものがあつたのか。そして、それを要求したけれども通らなかつたのはどういふわけであるか、この際まずそこからお聞きしたいと思ひます。

○安嶋政府委員 まず、小学校の屋体につきましては、ただいま御指摘のとおり、今回法改正をお願いしておりますように、三分の一負担を二分の一負担にするというふうに決定を見たわけでございます。

それから、危険政策につきましましては、この文教委員会の決議は、二分の一負担にすべきであるといふことでございました。私もその決議の趣旨に従ひまして、二分の一にしたいといふふうに考えたわけでございますが、実は予算の要求総額が前年度予算の二五%増以内といふふうに限定されておつたような事情等もございまして、実は二分の一で要求をいたしますと、金額的にはかなり大

きな金額になるものでございますから、中間的に一つステップを踏みまして、三分の一と申しますと十二分の四でございます。二分の一と申しますと十二分の六でございます。その中間の十二分の五といふことで四十八年度は要求をいたしたわけでございますが、予算全体の折衝の過程におきまして、これは明年度に見送らざるを得ないといふことになつたわけでございます。その点につきましましては、先ほど大臣からもやはり危険政策につきましても折半負担が原則であるというお答えもあつたわけでございますが、かつまたこの委員会の御決議の趣旨もございまして、私もどういふ方向で今後も努力をしてみたいかといふふうに考えております。

それから、危険点数の四千五百点を五千点に引き上げるといふことでございますが、これも多年の課題でございますが、現在四千五百点以下の危険面積が小中学校で四百八十万平米ある、年々約七十万平米といふものが健全坪数から危険坪数に落ち込んでくるというふうな事態もございまして、当面はそうした四千五百点以下のものの政策に主力を注いでいきたい、こういうことで基準点の引き上げはこれまで見送つたわけでございしますが、ただ実行上の問題といたしましては、ス・バイ・ケースで、個々に五千点までのものを認めることも検討してみたいといふことでございします。従来は特殊教育学校あるいは豪雪地帯の学校につきましましては五千点までを認めている例もあるわけでございますが、今後はたとえば学校の、ある部分が五千点である、しかし大部分は四千五百点である、改築する場合は一緒にやらなければならぬといふような場合等、実行上やはり考慮しなければならぬケースがいろいろあると思ひます。そういう場合には弾力的にス・バイ・ケースで処置をしてみたい、こういうふうに考えております。

○小林(信)委員 まず第一番に私は要望を申し上げておきますが、将来三分の一と三分の二の間をとるなんて、そんなけろくさい要求を文部省の権

威にかけても私はやっていたくないと思うのです。十二分の五なんという。そうしなければ文部省の要求は通らないのかというふうに、文部省がますます軽視されますよ。いかに文部省が施設の問題で努力しておるかという、そういう熱意からも、私はこんなものは堂々と十二分の六、つまり二分の一を要求すべきじゃないか。通らぬものを、十二分の五なんというはしたのものを、出して、かえって文部省が恥をかいたということになるでしょう。ひとつそういう弱い、何というか、いくじのない文部省でないように、私は氣をつけていたと思います。

それから、この問題はもっと堂々と要求してもらいたい点は、先ほど大臣も、鉄筋化する。おそらく危険校舎であるというところは、木造建築であるというところですよ。そうして四千五百点にはならないが、五千点ぐらいのところを行ったり来たりしておるというところは、かなり古い校舎なんですね。古い校舎だけれども、その地域の人たちが教育熱心のあまり、いい材料を使っておる。土台だとか柱だとか、そういうようなものがじょうぶであるために、残念ながら危険校舎というものに入らない、残念ながらというはおかしいですが、というの、やはりそういう古い校舎というのは採光だとかあるいは風通しだとかいうふうなものが非常に不十分なんです。だからもっと近代的な建築にして、子供たちの環境をよくしてやりたいという父兄の熱意が幾らあっても、昔の先祖がじょうぶなものを使っておるから危険校舎に指定されない、こういうふうなふしぎなものがあるのですよ。

稲葉文部次官のときに、こういう話があったんです。私の県から、僻地ですよ、わら屋根の校舎の町村長さんが来まして、助成課長のところへ行つて、山梨県では危険校舎にしてくれないけれどもこの状態だ。フットボールを教室のすみに置きますとまん中へみんなころがっていくのです、どこのすみからやっても。床にもそういうふうに波を打っている。ところが、危険校舎にならない

というのは、わら屋根で屋根が軽いからだという、これが文部省の理屈なんです。たまたま稲葉文部次官がいましてから、次官にその話をした。そうしたら何とか考慮したいと全く熱意のある、しかも、ほんとうに僻地の学校でありますのでよけいに関心を高めてもらって、何と判断したかといったら、雨が降ったり雪が降ったりするとわらぬれるから、それだけ重みがふだん査定するよりももっとよけいにかかる、したがって、これは調査の手落ちであるという理由でわら屋根の校舎を改築してもらったことがあるのですが、わら屋根であるがゆえに危険校舎でないというの、全く情けないことなのです。こういうようなものが、この制度ある限り放置されて、依然として五千点というものがじやまになっていくような状態なのです。これはひとつワクをもっとはずすか、あるいは点数をふやすようにして、危険校舎というものの改築を可能にしたいだきだきと思うのです。そして、全国の子供たちが一律に鉄筋校舎の中で十分安心して勉強ができるという状態にすべきだと思ふのです。

だいぶ時間を苦にしておるようでございますが、私は、どちらかというと中心からはずれた、全国でも東京に遠いところには危険校舎が多いような気がいたします。先ほど申し上げましたように、そういう地域的に差異が出てきているという点も考慮してもらいたいと思うのですが、ある学校で、運動器具の設備が悪かったために、子供が落ちて死んでしまった問題があります。その学校へ私行ったのですが、そういう、子供の危険性というのは、校舎の中に一ぱいあるのです。たまたまその子供はすべり台の上から落ちたのですが、そのすべり台は鉄板でつくってある。コの字形につくってある。その屈折をする部分は溶接してある。ところが、その溶接ははがれているのです。だから、刃物がそこにあって同じことなのです。それを子供たちがすべっているのです。そのことだけをわしたのではなく、たまたま上から落ちてやられたのですが、しかし、私は校長先生とその

校舎を回ってみましたが、危険校舎であります。危険校舎でありますけれども、市の財政がないから改築することができない。たまたま本館から使所へ移る廊下がありますが、その廊下の屋根にシートがかけられていた。あれは何ですかと言ったら、もう雨が漏ってどうしようもない、だから、これ以上雨が漏りますと柱が腐りますからシートをかけておきますと言ふ。そんな危険校舎で全国の子供たちは勉強しておるのです。文部省が二などというにとらわれずに、そういうものは一日も早く解消するのだ、危険校舎は解消するのだ、そして、もっと明るい、通風や暖房や、冷房までいけるかどうか知らぬけれども、そういう施設も十分に作るのだ、あるいはまあとにかく勉強させようというのでなくて、プールばかりでなく、子供がふろへ入るような施設も一つの条件の中に入るような時代を文部省は考えておられます。それに向かって努力しておりますよといううな、そういう法案を一日も早く提案してもらいたい。この法案も努力をした成果というものは私は十分に認めますが、さらに一段と飛躍したものをこの際つくっていただいて、大臣の所信表明を名実ともに充実したものにしたいだきだきい、こう思うのです。

それから、これもほかの委員からも問題になりましたが、建築と一緒に考えられるものは、セメントを確保する問題、木材を確保する問題です。ところが、こういう問題が非常にいまむずかしい状態になってきておる。そういう場合には優先的に確保できるというふうなことも、ときには文部省が責任を持たなければならぬようなこともあると私は思うのです。今日のような経済事情の中では、セメントが全国で、校舎が仕上がる段階に入ればならぬというように情勢もあるやに聞いております。その場合に、文部省が三分の二あるいは二分の一という数字だけをもって私の責任はもうないのだということでは許されないと私は思うの

です。そういう点を大臣は十分考慮されるように私はお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきますが、できるならば大臣にひとつお考えのほどをお聞きして終わりたいと思います。

○奥野国務大臣 私はいずれもごもっともなことでございと思います、その方向に向かって最良を尽くしてまいります。

○田中委員長 有島重武君。

○有島委員 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、まずこの法律の目的でございまして、これは、施設を整備するため、これを国が負担することによって義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保するのが目的である、こうございまして、そこで、この法第一条のこの目的を達するために、学校施設につきましても、いまだだけの不足があるのか、どれだけの施設を充足すれば、この義務教育が円滑な実施を確保することができ、か、こうした目標をまずしっかりと設定してから審議をさせていただきたいと思うわけであります。お願いいたします。

○安嶋政府委員 最初に、現在学校施設にどれだけの不足があるかという話でございまして、何回か申し上げましたように、四十八年度を初年度とする第四次五カ年計画をつくりたいということ、文部省としても計画を立てておるわけでございまして、これは、特に児童生徒急増地域等につきましては、その増加の見込みをどの程度で押えるかという、なかなかむずかしい問題がございまして、これは町村からの回答を基礎にして積み上げました結果、小中学校校舎につきましては、これは今後発生する不足分も含めての数字であります、約一千万平米の新増築が必要である。屋内運動場につきましては約二百六十万平米の新増築が必要である。僻地集会所等につきましては約二十五万平米の整備が必要である。学校統合につきましては約三百五十万平米程度の整備が必要である。それから危険校舎につきましては、これは将来危険校舎になると予想されるものを含めまして

約六百万平米の整備が必要である。こうしたものを合わせまして、これは文部省の計画でございしますが、義務教育関係では約二千三百万平米の整備を必要とする。そのほかに高等学校関係が約百二十万平米整備をする必要がある、こういうことでございします。

○有島委員 大臣に伺います。

いまの数字は、この委員会ではたびたびお話があったと思うのですけれども、これだけのことをやれば、これで施設としては教育が円滑にいくのだらうか、こういうような大臣のお考えをまず伺っておきたいと思ひます。

○奥野國務大臣 円滑という内容も、時代の発展とともに深みを増していかなければならぬわけでございますが、さしあたりはこれだけのことをやらなければならぬ。それがいまの円滑という意味かもしれないけれども、さらに内容を高める、施設の水準を引き上げていかなければならぬわけでありまして、それに加わって必要な施設もふえていくということでございますので、常に高いところを目標にしながら整備を進めていきたい。いまの説明は、さしあたりこれだけが必要だと考えているのだ、こういう趣旨に御理解をいただければいいと思ひます。

○有島委員 これは、先ほど小林委員からのお話もそうだった趣旨ではなかったかと思うのですけれども、この審議の出発点にあたりまして、最低これだけはやらなければならぬんだというお話からいけば、現在であつてもこれだけのことはどうしてもやりたいんだ、ましてや五年、十年後にはこういうことをしたいんだということが、これが一つの前提にならないと、この審議はきわめてみみっちい話になるのじゃないか。それが心配なんです。そういう構想を聞きたいわけなんです。構想と申しますか、現在において、いま二千三百万平米、これでも足りない、これはわかつております。これは、それだけの校舎、屋体その他を確保すればいいんだというわけではない、それじゃどうなんだ、そのことをまずお示しいただきたいわけ

でございます。

○安嶋政府委員 「教育の円滑な実施を確保する」ということの意味でございしますが、この条文は、昭和二十八年に公立学校施設費負担法が成立したときにも、第一条に「教育の円滑な実施を確保することを目的とする。」というこの条文があつたわけでございます。この「円滑な実施」の実質内容でございますが、これは大臣からたゞいま御答弁申し上げましたように、その時代時代の経済社会の水準あるいは教育的な要請その他によつて相対的に決定されるものかと思ひます。やや具体的に申し上げますと、この国庫補助制度が始まりました当初は、御承知のとおり、一人当たり〇・七坪、二、三平米ということが補助の基本であつたわけでございます。そういう時代が二十四年から二十七年まで続いております。それから二十八年から三十八年までは一人当たり〇・九坪、二・九七平米という時代が約十年続いております。それから三十九年から四十七年まででございます。それから十八年級の場合でございますが、一人当たり四・六平米というその坪数が補助の基本になつておつたわけでございます。これを、先ほど申上げておりましたように、来年度からは小中学校校舎につきまして約二割上げたいというところでございします。この間、すべて「教育の円滑な実施を確保する」ということの具体的な内容としていま申し上げたようなことが、その時代時代の要請なりその状況下において定められてきたわけでございます。

同じようなことは構造比率についても申し上げ得ることでございまして、昭和二十五年でございしますと、鉄筋比率がわずか五%というような時代があつたわけでございますが、今日はこれが九五%、いわゆる鉄骨を入れますと一〇〇%が耐火造ということになっておるわけでございます。また、その標準階層でございしますが、これも今回六・七%の改善をはかることによりまして、質的な改善をはかつておるわけでございますし、また暖房につきましても、これは四十二年から初めて補助

対象になつたというようなことでございします。

したがいましてもとに戻りますが、「教育の円滑な実施を確保する」ということの意味は、これがその円滑な実施を確保する方法だという特定のものがあつたわけではないわけでありまして、その時代時代の経済社会の経済社会状況の発展、向上あるいは教育の内容、方法の変化に対応いたしましてきめられるものであらうかと思ひます。先ほど申し上げました義務教育関係で約二千三百万平米要整備の面積がある。高等学校も含めるとそれが約二千四百万平米というものを申し上げたわけでございますが、これは現段階におきまして私どもが考えております基準面積というものを前提にして算定をしますと、こういうことになる。現段階におきましては、私どもはこの程度の基準面積なりあるいは要整備坪数、目標を持って公立学校施設を整備すれば、これは一応教育の円滑な実施が確保できる、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○有島委員 局長のお立場からのお話はよくわかりました。大臣のお立場から現在、時代時代において違ふんだというお話です。それじゃ現段階において、現段階というよりも、たちまちこれは二年、三年、四年、五年と年がたつていくわけでありまして、それだけのものがほんとうに理想なのであるか、そのことをまず、この審議の一番最初の設定としてぜひとも承っておきたい。

○奥野國務大臣 義務教育施設国庫負担法はナショナルミニマムとしてこれだけは確保したいというところでございまして、個々の団体がさらに熟意を向けましてより充実した施設をつくつてくれる、これは私どもとしても期待したいところでございします。そういう意味で、義務教育施設国庫負担法として円滑な義務教育遂行のためにこれだけはぜひ確保したいというのが、先ほど来管理局長が申し上げておる新しい第四次計画、この程度のものであつたというところを達成するということとかならうか、かように考えるわけでございます。私たちの願つておるものは、さらに一教室

当たり、現在四十五人にしておるわけでありまして、けれども、時期を見てこれをさらに引き下げたいという希望を持っているわけでもございまして、そういう希望を、当然、施設の分量もつとふえてくるわけでもございまして、すぐにはそこへはいかないのでございまして、申し上げたことがございしますが、そういういろいろな事情にかんがみながら、この際われわれは、五年間にさらにこの程度のもを確保したい。それをいまの法律の趣旨を頭に置きながら考えておるわけでございます。理想はさらにもっと大きなものを持つておるわけでございますけれども、順を追つて実現をしていきたい、こういう気持ちでおるわけでございます。

○有島委員 いま、ナショナルミニマムだといふの、いましたけれども、大臣のお考えになつておるナショナルミニマムというのはどういふものなのであるかというのを伺いたいわけなんです。いまのは局長さんのお話とあまり質的に変わつておらぬわけでありまして、どのような意気込みで持つてこの法律を設定してこれを実施していくか、その意気込みの問題ですね、それが最初に伺いたいわけなんです。

○奥野國務大臣 理想をいへば際限がないわけでありまして、教室の問題にいたしましては、また特別教室の問題もございまして、あるいはまた教材の問題もございまして、そういう点につきましても、先ほど、規模の小さい学校につきましてもみんなそれが整つておる、それが理想的であるべきじゃないか、全くそのとおりだという感じがいたします。屋内運動場のないような学校では教育的に何もできないじゃないかというところを思つておるわけでありまして、プールは各学校が全部備えていなければならぬ、これも当然のことだと思つたわけでございます。同時に、緑化のことも進めておるわけでありまして、学校の環境全般、学ばふさわしいような環境を整わなければならぬ、これももつとなことだと考えるわけでございます。そういう方向で全体を進めて

それでみんなでもろって大蔵省にかけ合うことができるのじゃないですか。初めから縮んじやって、諸般の事情、諸般の事情で、それでおっかなびっくり大蔵省に折衝しているようじゃ、これはそれこそ非常にみづみづしい話になるのじゃないか。

具体的な話はあとにして、それじゃ近くとかくそういうものを示してください。ビジョンを出してくださいませ。それは各地方でいろいろ理想を持っていろいろです。それを集めてきて、それでもってこういうことはほんとうはしたいのだ、それこそここで、こんなめっちゃめっちゃことを言われても、これはそれこそできない相談であらうというふうなことがあるかもしれない、国全体としての教育を円滑にならしめるに足るだけの、それだけの施設はつくりたいのだということが、これはほくは大臣としては非常に大切なことだ、大切というか、おつとめじゃないかと思うのです。私は、その内容については必ずしも賛成ではありませんが、田中総理が日本列島全般にわたって一つのビジョンをお持ちになったんですね。そういうことを土俵にして、また話が進んでいくのじゃないか、そう思う。

○奥野国務大臣 先ほど管理局長から、生徒一人当たりの坪数もこう変わってきております、それを踏まえて今後の五年間、こういう事業分量を考えているのです、こう申し上げたわけでございます。そういう過程で、九年ぶりに補助対象の基準面積も二割上げたわけでございます。二割上げたことを基礎にして数字を出しているわけでございます。お互いの住宅につきましても、だんだん内容を充実してきていると思えます。公営住宅も同じでございます。しかし、われわれはもっと、公営住宅の規模にしまして、理想をいろいろ持っていると思うのでございます。しかし、現在の段階においてはこういうことで五カ年はいきたいというところで計画を立てざるを得ない。学校につきましても、とにかく二割上げよう、そういうことで計画を立てているわけでございます。

おまえの理想を数字にしてあらわせと言われますと、これを基礎に申し上げること以外には私はないのじゃないか、こう考えているわけでございます。しかし、今後の市町村が給食施設にしまして、体育施設にしまして、その他環境全体にしまして、できるだけ努力をしていかなければならぬ。これをわれわれはできるだけ助けなければならぬ。いろいろなところにあるかというのを示していったらいいじゃないか、こう申し上げているわけでございます。いまして、それをまた数字に、こうおっしゃいますと、こう申し上げておるわけでございます。十分であると思うのです。

○有島委員 局長がそういうお答えであれば、私それで、平米というのですか、そういうこと数字が出ておられますけれども、施設の内容ということは今後の時代の問題になるのじゃないかと思うのです。みんな同じような四角の箱に入れておいて、それが教室でござい、それでいいのかどうかということが、文部省あたりの一番の課題であっていいわけなんですね。何ほどする、幾ら金を配る、どうのこうの、そういうことはむしろそういう事務に属することです。それは、むしろそういった学校の施設のあり方についての研究をしていくのが幾つかあるでしょう。そういうところから研究費をお出しになるとか、そういうことがむしろ大切になってくると思うのです。とにかく、いままでこうだったのが少しよくなった、よくなった、実際よくなった、それだけの話は局長からでけこうです。なるべく任期中にそういうようなビジョンを、いま大臣、大体おっしゃった。その内容についてはいろいろおっしゃった。いま直ちにそれはできない。少なくとも、それじゃ直ちにじゃなくてもいいから、私は、ほんとうはそういうものを示していただけたかと思つたのです。そういうものを前提として、この審議を始めたかと思つたのです、ほんとうは、しかし、それができないから、ひとつそう

いうものを近日常に御提案というか、おつくりになつてお示しになる、それはいいかでございますか。

○奥野国務大臣 先ほど来申し上げたことで尽きていると思うのです。先日もどなたから超過負担がある、文部省の施設指導要領で計算すれば、もつと国が金を出さなければならぬはずだ、にもかかわらず、それだけ国は出していないじゃないかというふうな式のおしかりがあり、それに対して、事務局のほうから、施設指導要領を撤回します、将来あれはやめます、こう言いましたから、私はそうすべきでない、文部省は理想を示していったらいいと思つているのです、こうお答えした場面がございました。それが私の気持ちでございます。いまして、そのうちのこまでは負担しますよ、しかしそれ以上も、個々の市町村でりっぱなものをつくってくださいよ、しかし、それは自分が負担して出すのですよ、こうあつていいのじゃないかと思つてござい、こう思つてゐるものだから申し上げたわけでございます。法律に基づいて私たちが努力したところでござい、先ほど管理局長が申し上げたところでございます。それ以外におさまるたちのビジョンを出せ、そうして数字を示せと言われても、それはできないことで、私はよいことを言わなければよかったという感じがいたしました。あまり正直に言つたものだから、数字で出せ、出さなかつたら審議できないじゃないか、こういう話になつてきますので、ちょっと振り分けてみなければいけないのじゃないか。やっぱり現実政治、行政について責任を持つておる者が、やはりそれだけの財政的な手当てもでき、そういうことについて全体の数字を出していくのが筋道だ、こう思うのです。個々の団体が努力目標にしてみたいものを、いかにもどこの団体でも全部できるようなことを、全国でこれでございますというところで数字を出して、市町村を混乱におとしめるようなことを私たちはすべきではない。しかし、個々の町村が教育に熱を入れてもらう、そのためにどの行政が若干落ちるかもしれない、それはあつてもいいのじゃないかと思つた。

大いに力を入れてもらいたい。どこの市町村もできるようなことを、全国的な数字を出して、こういうことでございませ、これが理想でございます。これは市町村行政を混乱させるものになるのじゃないかと思ひます。しかし、そういう目標は文部省として示してもいいのじゃないか、こう思うのです。それをすぐに、それなら全国の水準にしよう、こうしろと、こうおっしゃっているところに、お互いの気持ちの間に食い違いがあるのじゃないかという気がするので、そういう点でひとつぜひ御理解を賜つておきたいと思ひます。

○有島委員 努力目標ということをおっしゃつた。努力目標といふことがはつきりしている。だけれども、それにはいまの財政規模ではこのように及ばない、はつきりすればいいのです。財政規模を今度から努力目標まで下げましょうという、この考えは、はなはだ非教育的ではないかと私は思うのです。このこととに教育を持ていくとおかしかもしれません。しかし、文部大臣の姿勢として私は非常に不満で、私もいままう一べん考えてみます。大臣も考えてください。またもう一べんこういふ話題、出すかもしれません。

次に、第四次五カ年計画というお話がございました。第四次五カ年計画の概要を、ひとつきちつと示していただきたい。なお、この立案の根拠になつてゐる要素ですね、それも。断片的にいままでの委員会ですと第四次計画の話があつたように思ふのですけれども、第四次五カ年計画の概要、大綱といひますか、それをお示しいただきたい。

○安嶋政府委員 個々の事項につきましての計数は、先ほど申し上げたのであります。次にその考え方を申し上げてみたいと思ひます。それは、小中学校の校舎の新増築につきまして、児童生徒の急増に伴う新設校の設置、既設校の学級増による不足面積、それから既設校の不足面積、そうしたものを内容にいたしまして、先ほど申し上げましたように約千三百七十七万平米の整備

が必要である。それから屋内運動場につきましては、現在屋内運動場を保有していない学校及び今後の新設される学校の屋内運動場を整備する。また、中学校の屋内運動場については、現在保有している学校で基準面積に満たないものについてもその充足をはかる。こうしたことで約二百六十一万平米の整備が必要である。学校統合につきましても、従来の実績から推定をいたしまして、毎年約二百校程度の統合が実現されるという前提で、約三百五十五万平米の整備が必要である。それから危険改築につきましては耐力度点数を四千五百点という前提で、現にございいます危険校舎と、今後危険校舎として落ち込んでまいりますものを合わせまして、約六百八十八万平米の整備を行なう必要がある。その他高等学校の整備等を含めまして、総体で約二千四百五十万平米程度の整備が必要であるというのが文部省の第四次の五カ年計画の内容でございます。

なお、この推算の根拠でございますが、これは個々の市町村ごとに調査の個票をつくりまして、これをもって推定をいたしておるわけでございします。五十一年の四月一日現在におきます標準学級数を推定いたしまして、そして五十一年の四月一日における不足面積というものを推計させておりますが、その前提となるものは、すでに出生をいたしております幼児につきましては、その学年進行と申しますか成長があるわけでございしますが、そのほか各町村におきましては住宅の新増築等が行なわれるわけでございします。その建設戸数の推計等も各町村にお願いをしてやってもらしまして、その住宅に対応する児童生徒の数を幼児の成長する年次進行にプラスをしまして、そして町村ごとの児童生徒の全体数を推計し、それに対応する標準学級を推定し、現有との差し引きをもつて将来の不足面積を推定する、こういう個々の積み上げをやっておるわけでございします。先ほど申し上げましたようにこれは推計でございますから、実態との間にズレを生ずることもあり得るかと思ひますが、それはその事態の進行に応じて、

そのつど修正をしてみたいというふうに考えております。

○有島委員 いまのお話で、小学校、中学校、それから高校の校舎の新築と増築、その問題が一つですね。特に過密による児童生徒の急増に伴う新設校の設置ということでですね。第二番目が屋内運動場の増設とですね。三番目が学校統合に伴う校舎の整備ということですね。四番目が危険建築物の改築、この四つにわたって五カ年計画を立てていないのだから話ではなしに、これは四十八年から始まるわけですね。それで、現在これだけ足りなくなっているわけではなしに、これは五十二年の時点でこのようになっていくであろうからここまで持っていくという話ですね。そういう目標を立て方ですね。いまおっしゃった二千四百万平米、トータルしたのですが、これは現在足りないものというところで、それとも五十二年の時点で足りないとということか。この五カ年計画の最終目標としておあげになったのですか、それとも現在、昭和四十八年四月度においてすでにこれだけ足りないというお話なんですか。

○安嶋政府委員 現在足りないものに、将来不足が累積をしてみます、それを積み上げたものの全体でございます。

○有島委員 それで二千四百万……。

○安嶋政府委員 さようでございします。

○有島委員 ここに私は希望をつなぎたい気持ちなんですけれども、この前に第三次五カ年計画というのがあったはずですね。これはどういう状況のもとで、どういうことをその目標として計画されたのか。それで私は、五カ年計画そのものが内輪に見積もられていたのじゃないかとも思うわけですね。資料を拝見いたしますと、もうすでに九〇％終わって、今年度建てていくわけですから、四十八年度が入ると一〇％も実施されるということになっておるけれども、にもかかわらず現状は非常に不足だということになりますと、第三次五カ年計画をお立てになったときの目標の立て方はどうであったのか、それを伺っておきたい。

○安嶋政府委員 実は御指摘のとおり、この見込みはやや過小であったというふうに考えます。その結果、四十七年度末における達成率が九三％、四十八年度を含めますと一二〇％ということになります。実はどこでそういうズレが出たかと申しますと、やはりそれは小中学校の新増築の当初計画、資料として差し上げてあるものの三ページでございますが、この当初計画で五百四十四万平米という計画を立てたわけでございします。この推計が過小であったというふうに考えられます。そうした結果、四年次をもつてすでに九三％に到達した、こういうことであります。

○有島委員 そうなりますと、誤算は人口増の予想が狂っていたということになるわけですね。トータルとしてはよかったのですが、人口増といつても、人口増の狂いというのは、人口は一べんに死んでしまふわけでも、急にふえるわけでもないでしょう。これはどうですか。

○安嶋政府委員 人口の総体につきましてはそのとおりでございます。ただ、これが非常に急激に移動をいたしました、ある地域ではつまり単純に申しますとあいた教室がでる、ある地域ではたいへん不足がでるということでございます。また、あいた教室を足りない教室に持つていくということは、実際上できないものでございしますから、人口のトータルが同じでございしても、教室の不足総数というものはかなり多く出る、その推計のしかたにこの三次計画は問題があった、こういうことでございします。

○有島委員 そうなりますと、今度は計画を立てるにあたっては、急増地帯であるといわれるものが全国でもって何カ所であるか、そういうことを基礎的に資料としていただかないと話ができないのじゃないかと思うのです。いまいただいておりますのはトータルの話なんです。それで、人口急増地帯についていま現在の不足なら不足について、トータルではなしに、どの地域に、何ヶ県何ヶ市といったふうに、特にそういったものについて、ここがこれだけ足りないのだ、そういう資料をい

ただきたいと思つて私はお願いしたのですよ。そうじゃないと、次の話はできないのじゃないかと思つた。それを出していただけないのですけれども、出していただけますか。

○安嶋政府委員 実はこの調査は児童生徒急増町村の調査だけではなく、全国悉皆調査でございます。個々の町村の個々の小学校についての調査でございますと、非常に膨大な資料になるわけでございします。それはちょっとたいへんな量の資料でございます。

○有島委員 それで、私たちが要求いたしましたのは、全国の膨大なものを出してくれというわけではないのです。その中の特に急増都市について、ここで問題になっているのは過密急増、そういうことなので、それはごく数えるほどしかないわけですね。幾つございしますか。

○安嶋政府委員 児童生徒急増町村につきましては、御承知のように定義があるわけでございします。その定義に従つて算定しまして、四十八年度、小学校につきましては二百四十八市町村、中学校につきましては百三十一市町村という数でございます。

○有島委員 それだけのものなら、それほど膨大なものじゃないんじゃないですか。

○安嶋政府委員 それでも相当なボリュームでございますが、概要のわかるようなものは差し上げようにいたしたいと思ひます。

○有島委員 たとえば東京、神奈川県、神奈川県というところになりませんか。

○安嶋政府委員 東京、神奈川県でございしますと、これちょっと読み上げましょうか。

○有島委員 はい、言ってください。

○安嶋政府委員 東京の場合は特別区、といったしまして、江東、世田谷、中野、杉並、練馬、足立、葛飾、江戸川でございします。ほかに八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、川崎市、保谷市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山

市、多摩市、稲城市、秋川市、羽村町。神奈川県では横浜、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、綾瀬町、愛川町、これが小学校の急増市町村でございます。それから中学校の急増市町村でございますが、東京の場合は世田谷、中野、練馬、足立、葛飾、江戸川の特選区。それから八王子、立川、三鷹、調布、町田、小金井、小平、日野、東村山、国分寺、田無、保谷、狛江、東大和、清瀬、東久留米、武蔵村山、多摩、秋川の市。神奈川県では横浜、川崎、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、逗子、相模原、大和市、座間市、綾瀬町、こういった町村が該当市町村でございます。

○有島委員 こういうものの中で、特に特徴的なものを五つか六つあげて私たちが要求したはずなんです。それで、それを出していただけないというのですが、これは出してください。あしたじゅうに出していただければあさってまたやりましますから……。

○安嶋政府委員 提出をいたします。

○有島委員 それで、私はそういうことを申し上げるのは、今度の計画そのものがまた内輪になったのだ、修正はなかなかむずかしいのだ、計画としてはまだ一二〇%でできたけれども、要求にはほど遠かったというところは、繰り返さないようにしたい。そのことを要するがゆえです。

それから、補助基準の単価の問題を、これは大臣に承りたかったですよ。この基準はA、B、C、Dとあるそうだけれども、何%上がったとかそんなことはよくないですから、現在幾らですか、校舎、屋体の金額は。

○安嶋政府委員 単価は資料として差し上げてございまして、その一ページの備考にございまして、備考の一番上にございまして、小中学校校舎の鉄筋につきましては、四十八年度は平米当たり四万二千五百円、それから鉄骨につきましては三万五千五百円、木造につきましては二万六千七百円。ちよっ

と一例だけ申しておきますと、小中学校の屋体につきましては、鉄筋が四万三千円、鉄骨が三万六千円、木造が二万八千円というところであります。○有島委員 経済企画庁来ていますか。いま東京でもって鉄筋の家を建てると、坪当たり大体幾らぐらいですか。

○垣水説明員 実は私も標準的なものについての単価を把握しておりませんのでこれは建設省が建築基準法に基づきまして届け出たものを建築着工統計としてやっておりますが、その床面積の合計額と届け出工事費の予定額、これを単純に割って平米で出しているわけでございますが、単純と申しますのは、住宅と非住宅、あるいは二階建てと十階建てというふうなもので実は区分ができませんので、単純に割ったものでございまして、木造につきましては、四十六年に平米当り三万一千二百三十三円、四十七年で三万四千二百六十三円。鉄筋コンクリートづくりでございますと、四十六年四万七千二百二十六円、四十七年五万二千二百二十二円。鉄骨でございますと、四十六年三万三千八百十八円、四十七年三万二千四百六十八円という数字が出ております。

○有島委員 鉄筋コンクリートでもって平米当たり五万二千二百二十二円、そうすると坪当たりでもって十六万くらいですか、鉄筋で、現実には。

○垣水説明員 この数字は、ただいま申し上げましたように、実は何か標準的なものではございませんで、届け出のもの全部を平均いたしておりますので、たとえば二階建ての鉄筋と四階建ての鉄筋、あるいはエレベーターつきか、あるいは化粧のタイルが張ってあるかどうかというふうなところ、あるいはぶんであるかと思っておりますので、ただ大数的に見たということでございますので、その点がたまたま御議論の学校の校舎とうまく比較できるかどうかというところは問題かと思っております。

○有島委員 経済企画庁には、われわれ日常生活の中でもって、大体いまだのくらいが相場なんだかという、そのことを伺いたかったですよ。そのことを経済企画庁でもって知らないかすると、

大体坪二十万円というのは、去年の俸給ぐらいいかないですかね。いま建てようとするは坪三十万円というのがあるんじゃないか。鉄筋でもって大体三十万円といわれるんじゃないですか。いまのその実勢価格ですね。そういうことについては経済企画庁は御存じないのか。だとすると、どこに聞いたらわかりますか。そういった世間の実勢価格ですね。

○垣水説明員 残念ながら経済企画庁では把握しておりませんので、最もそれに近い数字を把握しているとしたら建設省になるかと思っております。私どもも、こういうただいま申し上げた数字も、建設からいただいた数字をさらに面積で予定価格を割って計算したということでございます。

○有島委員 経済企画庁にこんなところで別に申し上げるということ、ちよっとおかしいみたいだけれども、国民生活のごくあたりまえのことを知っていただくまで、いろいろ統計をとっていただくんじゃないかと思うのですけれども、ほんとうは、それを国民は期待していると思うのですよ。おっしゃったことがずいぶんとんちんかんのように思います。それで、もう少し実生活に近い話を伺いたかったです、そちらにいらしていただいたのは。

平米五万円という線でしょう、これはいろいろ合せても、私も、平米について四万二千五百円でもってこれは鉄筋コンクリートができるんだそうだけれども、これは四十七年には三万八千六百円であつたわけですね。三万八千六百円でもってほんとうにできたところありますか。あつたら実例をいただきたいんだ。見に行きたいと思うのですよ。

○安嶋政府委員 四国、九州にはたくさんあるところでございまして。

○有島委員 じゃ、それは資料を要求します、たくさんあるとおっしゃったから。さっきのもたくさんあつたそうだけれども、もしあるとすれば、私もほんとうに見に行きたいです。行って、それを請け負った業者は、ほかのところでも何かもう

けているんじゃないかということを探らなければいけないですよ。これはだれかに損かけてしわ寄せしてでなかったら私はできないように思うのです。これは全国的にこの三万八千六百円の単価でもってほんとうにつくったところがあれば、これはぜひとも教えていただきたい。

○安嶋政府委員 文部省に報告がありました書類によりまして、ございまして。たくさんありますと申し上げたのは、ちよっこれは、かなりと申しますか、若干と申しますか、それは私は具体的な数字をいま承知しておるわけではございません。いまちよっ聞きまして、相当あるということでございます。それからその数につきましては、調査の上ひとつ御報告を申し上げたいと思っております。

○有島委員 もしあればこれはほんとうにたいへんなもの、宝ものみたいなものです、その大工さんは。その大工さんに全国やっていただけばたいへんいいように思う。文部省推薦だ、これは。それは、じゃその資料を下さいね。どのくらいなんだか……。

じゃ、いろいろ宿題出ちゃいましたから、きょうはもうこの辺にして、あとのことを留保させていただきます。と、(まだ時間あるよ)と呼ぶ者あり)あと、大臣に伺いたいですよ。

○田中委員長 ちよっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○田中委員長 速記を始めて。
次回は来たる六日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十三分散会

昭和四十八年四月十二日印刷

昭和四十八年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局